

(写)

小 議 発 第 4 2 号

平 成 2 5 年 5 月 2 7 日

小 金 井 市 議 会 議 員 様

小 金 井 市 議 会 議 長

篠 原 ひろし

平 成 2 5 年 第 2 回 小 金 井 市 議 会 定 例 会 の 招 集
に つ い て (通 知)

本 日 付 け で 告 示 を し た 旨 市 長 か ら 通 知 が あ り ま し た の で 通 知 し ま す。

な お、下 記 の 案 件 が 送 付 さ れ て お り ま す の で 送 付 し ま す。

記

- | | |
|-------------|--|
| 報 告 第 3 号 | 小 金 井 市 土 地 開 発 公 社 の 経 営 状 況 に つ い て |
| 報 告 第 4 号 | 平 成 2 4 年 度 小 金 井 市 一 般 会 計 予 算 の 繰 越 明 許 費 に つ い て |
| 報 告 第 5 号 | 平 成 2 4 年 度 小 金 井 市 情 報 公 開 条 例 及 び 小 金 井 市 個 人 情 報 保 護 条 例 の
運 用 状 況 に つ い て |
| 議 案 第 3 4 号 | 平 成 2 5 年 度 小 金 井 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 回) |
| 議 案 第 3 5 号 | 小 金 井 市 新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 対 策 本 部 条 例 |
| 議 案 第 3 6 号 | 小 金 井 市 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 |
| 議 案 第 3 7 号 | 小 金 井 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 |
| 議 案 第 3 8 号 | 小 金 井 市 道 路 占 用 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 |
| 議 案 第 3 9 号 | 小 金 井 市 有 料 自 転 車 駐 車 場 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 |
| そ の 他 | 工 事 請 負 金 額 1, 0 0 0 万 円 以 上 の 契 約 締 結 に つ い て の 報 告 |

な お、

- 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に 関 し 同 意 を 求 め る こ と に つ い て
- 小 金 井 市 私 立 幼 稚 園 等 園 児 保 護 者 補 助 金 の 交 付 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る
条 例

は、市 長 か ら 送 付 さ れ 次 第、後 日 送 付 し ま す。

議 長 報 告

- 1 東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会について
平成25年1月23日(水)東京自治会館において開催された。
会議の概要は、第二部会長及び会長挨拶の後、議事に入り、次の議題について協議した。
 - (1) 平成25年度消防委託事務について
平成25年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について了承された。
詳細は、資料1のとおり
 - (2) 役員の改選について
 - (3) 平成24年度通常総会日程等について
ア 日 時 平成25年5月29日(水)午後2時
イ 場 所 東京自治会館
 - (4) その他
受託地区における平成24年中の災害状況及び当庁の主な施策について

- 2 第51回東京都市議会議員研修会について
平成25年2月12日(火)府中の森芸術劇場において開催された。
 - (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
 - (2) 研修会では、「自治体と防災—東日本大震災の反省を踏まえて—」と題して、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授の青山侑氏の講演が行われた。

- 3 東京都市議会議長会定例総会について
平成25年2月18日(月)東京自治会館において開催された。
会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。
 - (1) 報告事項
 - ア 会務報告
 - イ 全国市議会議長会第145回建設運輸委員会の会議結果について
 - ウ 全国市議会議長会第129回地方財政委員会の会議結果について
 - エ 第199回東京都都市計画審議会の会議結果について
 - オ 全国市議会議長会第145回産業経済委員会の会議結果について
 - カ 全国市議会議長会第145回社会文教委員会の会議結果について
 - キ 北方領土の返還を求める都民会議平成24年度第2回理事会の会議結果について
 - ク 全国市議会議長会第146回建設運輸委員会の会議結果について
 - ケ 東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会第3回評議会の会議結果について
 - コ 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について
 - サ 第200回東京都都市計画審議会の会議結果について
 - シ 全国市議会議長会第190回理事会及び第94回評議員会の会議結果について
 - (2) 協議事項

- ア 関東市議会議長会第79回定期総会で審議する都県提出議案について
- イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について

4 関東市議会議長会定期総会

平成25年4月25日（木）甲府富士屋ホテルにおいて開催された。

会議の概要は、会長挨拶、開催市市長挨拶、来賓祝辞の後、議事に入り、次の報告を了承し、議案について原案のとおり認定又は決定した。

(1) 報告

ア 会務報告等

- ・ 会務報告
- ・ 慶弔規程に基づく支出報告
- ・ 議長の異動について

イ 諸報告

- ・ 地方行政委員会報告
- ・ 地方財政委員会報告
- ・ 社会文教委員会報告
- ・ 産業経済委員会報告
- ・ 建設運輸委員会報告
- ・ 国会対策委員会報告
- ・ 国と地方の協議の場等に関する調査特別委員会報告
- ・ 市議会議員共済会報告

(2) 議案

- ア 平成24年度関東市議会議長会歳入歳出決算
- イ 平成25年度関東市議会議長会歳入歳出予算
- ウ 海岸保全施設の早期整備について
- エ 子どもの医療費助成制度について
- オ 首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の整備促進について
- カ 地方分権改革の推進と税財源の確保について

(3) 役員改選

- ・ 会長 市川市
- ・ 副会長 横須賀市、熊谷市、安中市
- ・ 監事 八王子市、大月市

5 東京都北多摩議長連絡協議会定例総会

平成25年4月30日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

(1) 報告事項

- ア 会務報告
- イ その他

(2) 協議事項

- ア 平成24年度東京都北多摩議長連絡協議会事業報告について

- イ 平成24年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出決算の認定について
- ウ 平成25年度東京都北多摩議長連絡協議会事業計画（日程案）について
- エ 平成25年度東京都北多摩議長連絡協議会歳入歳出予算（案）について
- オ 平成26年度東京都北多摩議長連絡協議会役員（案）について

平成26年度役員市
会 長 東大和市
副会長 調布市
監 事 清瀬市

カ その他

- ・ 会長より、西武鉄道5路線の廃止に関して提案し、本協議会として「市民生活に欠かすことのできない西武鉄道5路線の存続と沿線の更なる充実・発展を求める決議（案）」を全会一致で行った。なお、決議文の提出等については会長に一任された。

6 議員の派遣について

地方自治法第100条13項及び小金井市議会会議規則120条の規定に基づき、緊急を要すると認め議長において次のとおり議員の派遣を決定し、議員を派遣した。

(1) 初当選議員の視察

- ア 目 的 市関連施設への視察を通して、市政の現状を把握するため
- イ 派遣場所 ニッ塚廃棄物広域処分場、東京都十一市競輪事業組合
- ウ 期 日 平成25年5月10日
- エ 派遣議員 湯沢綾子議員、岸田正義議員、白井亨議員、林倫子議員、百瀬和浩議員

(2) 平成25年度小金井市総合水防訓練

- ア 目 的 水害に対する市内の実態把握、現状分析及び対策について視察するため
- イ 派遣場所 野川第二調節池
- ウ 期 日 平成25年5月12日
- エ 派遣議員 全議員

(3) 東京河川改修促進連盟総会及び促進大会

- ア 目 的 東京都内の各市区町村が、国及び東京都に対して河川改修等治水事業について早期達成を要望するための会議に出席するため
- イ 派遣場所 日本青年館
- ウ 期 日 平成25年5月24日
- エ 派遣議員 全議員

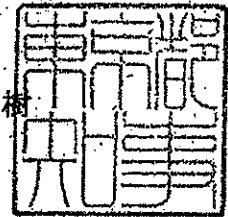
(4) 三多摩上下水及び道路建設促進協議会第51回総会

- ア 目 的 東京都三多摩地区の各市町村が、国及び都に対して上下水道事業、道路建設事業について、共通して改善を求めるための会議に出席するため
- イ 派遣場所 東京自治会館
- ウ 期 日 平成25年5月30日
- エ 派遣議員 片山薫議員、田頭祐子議員、中山克己議員

24総防管第1565号
平成25年1月9日

東京都三多摩地区消防運営協議会
会長 青梅市長 竹内俊夫 様

東京都知事
猪瀬 直 樹



平成25年度消防委託事務の管理に要する経費の負担
及びその見積額について

標記のことについて、消防事務の委託に関する規約（昭和35年4月1日東京都告示第479号の5外）第2条第2項及び消防事務の委託に関する付属協定書第5条第1項の規定により、平成9年12月25日付9総災応第1659号による合意書に基づく平成25年度消防委託事務の管理に要する経費の負担及びその見積額について、別紙1及び別紙2のとおり提示いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

平成25年度消防委託事務の管理に要する経費の負担について

平成25年度の消防委託事務の管理に要する経費の負担については、別添合意書に基づき、下記のとおり協定を締結するものとする。

記

1 東京都及び委託市町村の負担割合

消防委託事務の管理に要する経費は、消防事務を委託している市町村（以下「委託市町村」という。）が、2によって算出した額を負担することとする。

2 委託市町村の負担額

委託市町村の負担する額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算出する当該委託市町村の平成24年度の基準財政需要額（同法附則第6条の3の規定の適用を行わずに算定するものとする。）の消防費のうち、常備消防費（水利費を除く。以下「基準財政需要額」という。）の100パーセントに相当する額とする。

3 納付時期等

納付時期及び額については、次のとおりとする。

納付時期	納付する額	備考
平成25年4月、7月及び10月	「2 委託市町村の負担額」に基づき算出した基準財政需要額の見積額の各4分の1	平成25年度基準財政需要額の確定前における概算納付
平成26年1月	当該委託市町村の平成25年度基準財政需要額の決定に基づき確定した負担額から、すでに納付した額を控除した額	平成25年度基準財政需要額の確定後における納付

4 協定期期

平成25年4月1日とする。

平成25年度消防委託事務の管理に要する経費負担額の見積額

市町村名	人口 A	補正係数 B	補正後の数値 (A×B) C	平成25年度 消防費基準財政需要額 C×11,300円(単位費用) D (単位:千円)	平成25年度 各市町村負担額 (D×0.8977658) (委託割合) E (単位:千円)	摘要
人王子市	580,053	1.024	593,974	6,711,906	6,025,720	
立川市	179,668	1.070	192,245	2,172,369	1,950,279	
武蔵野市	138,734	1.147	159,128	1,798,146	1,614,314	
三鷹市	186,083	1.077	200,411	2,264,644	2,033,120	
青梅市	139,339	1.017	141,708	1,601,300	1,437,592	
府中市	255,506	1.026	262,149	2,962,284	2,659,437	
昭島市	112,297	1.119	125,660	1,419,958	1,274,790	
調布市	223,593	1.051	234,996	2,655,455	2,383,977	
町田市	427,010	1.019	435,123	4,916,890	4,414,216	
小金井市	118,852	1.188	141,196	1,595,515	1,432,399	
小平市	187,035	1.077	201,437	2,276,238	2,043,529	
小野市	180,052	1.056	190,135	2,148,526	1,928,873	
東村山市	153,557	1.108	170,141	1,922,593	1,726,038	
国分寺市	120,650	1.184	142,850	1,614,205	1,449,178	
国立市	75,510	1.254	94,690	1,069,997	960,607	
福生市	59,796	1.244	74,386	840,562	754,628	
江和市	78,751	1.250	98,439	1,112,361	998,640	
東大和市	83,068	1.209	100,429	1,134,848	1,018,828	
清瀬市	74,104	1.246	92,334	1,043,374	936,705	
東久留米市	116,546	1.148	133,795	1,511,884	1,357,318	
武蔵村山市	70,053	1.189	83,293	941,211	844,987	
多摩市	147,648	1.109	163,742	1,850,285	1,661,123	
羽村市	57,032	1.229	70,092	792,040	711,066	
あきる野市	80,868	1.108	89,602	1,012,503	908,991	
西東京市	196,511	1.075	211,249	2,387,114	2,143,069	
瑞穂町	33,497	1.371	45,924	518,941	465,887	
日の出町	16,650	1.508	25,108	283,720	254,714	
檜原村	2,558	2.470	6,318	71,393	64,094	
奥多摩町	6,045	2.124	12,840	145,092	130,259	
合 計	4,101,066		4,493,394	50,775,354	45,584,378	

備考 1 各市町村の人口は、平成22年国勢調査人口である。
 2 平成25年度の補正係数は、平成24年度消防費基準財政需要額に基づき、各市町村の数値を使用した予想数値である。
 3 平成25年度の単位費用は、平成24年度消防費基準財政需要額に基づき、各市町村の数値を使用した予想数値である。
 4 平成25年度の委託割合は、平成24年度消防費基準財政需要額に基づき、各市町村の数値を使用した予想数値である。



合 意 書

東京都と東京都三多摩地区消防運営協議会は、消防事務受委託の経費の負担について、下記のとおり合意する。

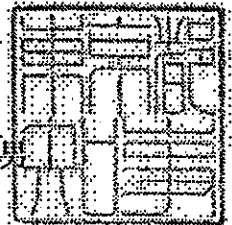
記

- 1 平成10年度から、消防事務受委託の経費の算定方式を「各市町村の当該年度の基準財政需要額の100パーセント方式」に変更し、経費の額を地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定する各市町村の当該年度の基準財政需要額の消防費のうち常備消防費（水利費を除く。）（以下「基準財政需要額」という。）の100パーセントに相当する額とする。
- 2 ただし、各市町村の財政状況等を考慮して、次のとおり経過措置を講ずる。
 - (1) 平成10年度及び平成11年度は当該年度の基準財政需要額の98パーセントに相当する額とし、平成12年度及び平成13年度は当該年度の基準財政需要額の99パーセントに相当する額とし、平成14年度から当該年度の基準財政需要額の100パーセントに相当する額とする。
 - (2) 平成11年度から平成14年度までは、上記(1)により算定した額が前年度の基準財政需要額を上回る場合は、当該上回った額の2分の1に相当する額を減額する。
 - (3) なお、平成10年度は上記(1)にかかわらず、平成9年度の基準財政需要額の100パーセントに相当する額とする。

平成9年12月25日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都

知 事 青 島 幸 男



東京都立川市錦町三丁目2番26号
東京都三多摩地区消防運営協議会

会 長 立 川 市 長 青 木



写

消防

参考 2

覚 書

東京都（以下「甲」という。）と東京都三多摩地区消防運営協議会（以下「乙」という。）とが消防事務受委託の経費の負担について取り交わした合意書（平成9年12月25日付9総災応第1659号）1の項の解釈について、甲と乙との間において下記のとおり覚書を取り交わす。

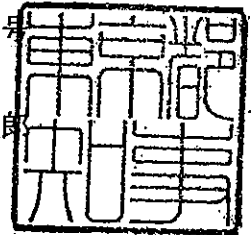
記

平成23年度から平成25年度までの間における合意書1の項に規定する「地方交付税法（昭和25年法律第211号）第11条の規定により算定する各市町村の当該年度の基準財政需要額」とは、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第5号）による改正後の地方交付税法附則第6条の3の規定の適用を行わずに同法第11条の規定により算定した場合における各市町村の当該年度の基準財政需要額に相当する額とする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年6月1日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
甲 東京都
代表者 東京都知事 石原 慎太郎



東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1
乙 東京都三多摩地区消防運営協議会
代表者 会長 青梅市長 竹内 俊夫



報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

平成25年6月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

小金井市土地開発公社の経営状況について

平成24年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

事業報告書

1 事業概要

平成24年度において、都市計画道路3・4・12号線及び都市計画道路3・4・8号線の用地取得を予定しておりましたが、年度内の取得はございませんでした。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

平成25年4月

小金井市土地開発公社

2 庶務に関する事項

(1) 理事会

開催月日	回数	番号	件名
4 / 2	1		理事長の互選について
4 / 26	2	議案第1号	平成23年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
8 / 7	3	議案第2号	資産（土地）の処分について
		議案第3号	資産（土地）の処分について
		議案第4号	資産（土地）の処分について
		議案第5号	資産（土地）の処分について
11 / 6	4	議案第6号	平成24年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		議案第7号	平成24年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
平成25年 1 / 15	5	議案第8号	平成24年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		議案第9号	平成24年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第2回）
		議案第10号	平成24年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第2回）
		議案第11号	平成25年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第12号	平成25年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第13号	平成25年度小金井市土地開発公社資金計画

(2) 評議員会

開催月日	回数	番 号	件 名
5/15	1	諮問第1号	平成23年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
8/21	2	諮問第2号	資産（土地）の処分について
		諮問第3号	資産（土地）の処分について
		諮問第4号	資産（土地）の処分について
		諮問第5号	資産（土地）の処分について
11/15	3	諮問第6号	平成24年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		諮問第7号	平成24年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
平成25年 1/24	4	諮問第8号	平成24年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		諮問第9号	平成24年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第2回）
		諮問第10号	平成24年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第2回）
		諮問第11号	平成25年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第12号	平成25年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第13号	平成25年度小金井市土地開発公社資金計画

3 事業実績

(1) 資産（土地）の取得 なし

(2) 資産（土地）の処分

区 分		内 容		
1	事 業 名	東小金井駅北口土地区画整理事業用地（その5）の一部		
	土 地 の 表 示	梶野町五丁目1177番8	雑種地	292.95 m ²
		梶野町五丁目1192番13	雑種地	25.20 m ²
		合 計		
	処 分 価 額	100,102,133円		
契 約 年 月 日	平成24年9月4日			

区 分		内 容		
2	事 業 名	東小金井駅北口土地区画整理事業用地（その6）の一部		
	土 地 の 表 示	梶野町一丁目122番10	雑種地	683.75 m ²
	処 分 価 額	213,593,157円		
	契 約 年 月 日	平成24年9月4日		

区 分		内 容		
3	事 業 名	まちづくり側道用地等の一部		
	土 地 の 表 示	緑町一丁目135番43	雑種地	2.16 m ²
	処 分 価 額	154,640円		
	契 約 年 月 日	平成24年9月4日		

区 分	内 容		
事 業 名	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地		
4 土 地 の 表 示	本町三丁目2868番23	雑種地	112.68 m ²
	本町三丁目2868番75	雑種地	25.47 m ²
	合 計		138.15 m ²
処 分 価 額	64,240,575円		
契 約 年 月 日	平成24年10月9日		

決算報告書

平成 24 年 度 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	378,090,505	
(2) 附帯等事業収益		
公有用地賃貸収益	<u>472,065</u>	378,562,570
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	<u>374,554,640</u>	<u>374,554,640</u>
事業総利益		4,007,930
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
ア 報酬	2,551,600	
イ 法定福利費	326,803	
ウ 需用費	96,915	
エ 役員費	1,264,572	
オ 委託料	6,217,459	
カ 使用料及び賃借料	102,060	
キ 負担金、補助及び交付金	5,000	
ク 公租公課	20,000	
ケ 旅費	<u>2,820</u>	<u>10,587,229</u>
事業利益		△ 6,579,299
4 事業外収益		
(1) 受取利息		
受取利息	6,924	
(2) 雑収益		
雑収益	<u>44,287,732</u>	
事業外収益合計		44,294,656
5 事業外費用		
(1) 支払利息		
支払利息	<u>37,236,368</u>	<u>37,236,368</u>
経常利益		478,989
6 特別損失		
(1) その他の特別損失		
寄附	<u>478,989</u>	<u>478,989</u>
当年度純利益		<u><u>0</u></u>

平成 24 年 度 剰 余 金 計 算 書
 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部		円	円
1 未処分利益剰余金			
(1) 前年度繰越準備金	2,038,344		
(2) 当年度純利益	<u>0</u>		
当年度未処分利益剰余金			<u>2,038,344</u>

平成 24 年 度 剰 余 金 処 分 計 算 書
 (平成25年3月31日)

1 当年度未処分利益剰余金	2,038,344	円	円
2 利益剰余金処分額	<u>0</u>		
翌年度繰越準備金			<u>2,038,344</u>

平成 24 年 度 財 産 目 録

(平成25年3月31日)

	円
1 資産の部	
(1) 普通預金	2,038,344
(2) 定期預金	5,000,000
(3) 公有用地	2,017,498,880
資産の部合計	2,024,537,224
2 負債の部	
(1) 短期借入金	0
(2) 長期借入金	2,017,498,880
負債の部合計	2,017,498,880

平成 24 年 度 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日)

(資 産 の 部)

	円	円
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,038,344	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,038,344
(2) 公有用地		
公有用地		<u>2,017,498,880</u>
流動資産合計		2,024,537,224
資産合計		<u><u>2,024,537,224</u></u>

平成 24 年 度 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日)

(負 債 の 部)		円	円
1	流動負債		
	(1) 短期借入金	0	
	流動負債合計		0
2	固定負債		
	(1) 長期借入金	<u>2,017,498,880</u>	
	固定負債合計		<u>2,017,498,880</u>
	負債合計		<u><u>2,017,498,880</u></u>
(資 本 の 部)			
1	資本金		
	(1) 基本財産		
	小金井市出資金	<u>5,000,000</u>	
	資本金合計		5,000,000
2	準備金		
	(1) 前年度繰越準備金	2,038,344	
	(2) 当年度純利益	<u>0</u>	
	準備金合計		<u>2,038,344</u>
	資本合計		<u><u>7,038,344</u></u>
	負債資本合計		<u><u>2,024,537,224</u></u>

平成24年度キャッシュ・フロー計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	円
公有地取得事業収入	378,090,505
その他事業収入	472,065
補助金等収入	44,287,732
公有地取得事業支出	0
その他事業支出	0
人件費支出	△ 2,878,403
その他の業務支出	△ 8,187,815
小計	<u>411,784,084</u>
利息の受取額	6,924
利息の支払額	<u>△ 37,236,368</u>
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>374,554,640</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	△ 63,304,280
長期借入れによる収入	0
長期借入金の返済による支出	△ 311,250,360
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 374,554,640</u>
IV 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）	<u>0</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>2,038,344</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u><u>2,038,344</u></u>

平成24年度監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、平成24年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

- 1 監査の期日 平成25年4月19日(金)
- 2 監査の対象期間 自 平成24年4月 1日
至 平成25年3月31日
- 3 監査事項 決算報告及び関係書類

4 監査結果と概要と意見

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、法令の規定に基づき適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

平成25年4月19日

監事 佐久間 育子



監事 加藤 明彦



理事長 三木 暁朗 様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

(単位：円) 平成25年3月31日

科目	種類	金額	摘要
現金		0	
預金	普通	2,038,344	
	定期	5,000,000	
合計		7,038,344	

公 有 用 地 明 細 表

平成25年3月31日

資 産 区 分	期 首 残 高 (H24.4.1)		当 期				加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	用地費(円)	補償費(円)	支払利息(円)	計(円)	面積(m ²)	金額(円)	面積(m ²)	金額(円)		
東小金井駅北口土地区画 整理事業用地(その5)	318.15	99,273,000				829,133	829,133	318.15	100,102,133	0.00	0		
東小金井駅北口土地区画 整理事業用地(その6)	683.75	211,824,000				1,769,157	1,769,157	683.75	213,593,157	0.00	0		
まちづくり側道用地等	1,806.95	128,293,450				1,280	1,280	2.16	154,640	1,804.79	128,140,090		
東小金井駅北口まちづく り事業用地	8,170.05	1,889,358,790								8,170.05	1,889,358,790		
小金井都市計画公園(小 長久保公園)事業用地	138.15	63,304,280				936,295	936,295	138.15	64,240,575	0.00	0		
合 計	11,117.05	2,392,053,520				3,535,865	3,535,865	1,142.21	378,090,505	9,974.84	2,017,498,880		

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円)							平成25年3月31日
借入先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考	
みずほ銀行	1.475%	63,304,280	0	63,304,280	0		

※ 1.475% (H21.1.9から適用)

(2) 事業別借入状況

(単位：円)							平成25年3月31日
事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考		
小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地(用地費・物件補償費)	63,304,280						
支払 H24.11.8 (売却処分)			63,304,280	0			
計	63,304,280		63,304,280	0			
合 計	63,304,280	0	63,304,280	0			

長期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

平成25年3月31日

(単位：円)

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	1,548,392,860		186,749,012	1,361,643,848	
みずほ銀行(旧第一勧業銀行分)	1.675%	17,575,735		12,450,135	5,125,600	
みずほ銀行(三井住友銀行分)	1.675%	35,151,470		24,900,270	10,251,200	
みずほ銀行(三菱東京UFJ銀行分)	1.675%	93,150,735		12,450,135	80,700,600	
東京むさし農業協同組合	1.675%	186,300,500		24,900,268	161,400,232	
山梨中央銀行	1.675%	93,150,735		12,450,135	80,700,600	
東日本銀行	1.675%	93,150,735		12,450,135	80,700,600	
多摩信用金庫	1.675%	93,150,735		12,450,135	80,700,600	
多摩信用金庫(城北信用金庫分)	1.675%	93,150,735		12,450,135	80,700,600	
昭和信用金庫	1.675%	75,575,000		0	75,575,000	
合 計		2,328,749,240		311,250,360	2,017,498,880	

(2) 事業別借入状況

平成25年3月31日

(単位：円)

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その5)	99,273,000		99,273,000	0	
東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その6)	211,824,000		211,824,000	0	
まちづくり側道用地等	128,293,450		153,360	128,140,090	
東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790		0	1,889,358,790	
合 計	2,328,749,240		311,250,360	2,017,498,880	

(様式第18号)

資本金明細表

(単位：円) 平成25年3月31日

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	小金井市	5,000,000	

(様式第20号)

事業収益明細表

(単位：円) 平成25年3月31日

科目			金額	摘要
公有地取得事業 収益	公有用地売却収益		378,090,505	
	代行用地売却収益		0	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収 益	まちづくり側道用地等事業収益	472,065	
合 計			378,562,570	

(様式第21号)

事業原価明細表

(単位：円) 平成25年3月31日

科目			金額	摘要
公有地取得事業 原価	公有用地売却原価		374,554,640	
	代行用地売却原価		0	
附帯等事業原価	保有土地 賃貸等原 価	まちづくり側道用地等事業	0	
合 計			374,554,640	

平成24年度収支決算報告書

収益の部

科 目		予 算 現 額			調定額
款 項	節	当初予算額	補正予算額	(A)計	
1	事業収益	378,091,000	473,000	378,564,000	378,562,570
	1 公有地取得事業収益	378,091,000	0	378,091,000	378,090,505
	1 公有用地売却収益	378,091,000	0	378,091,000	378,090,505
	2 附帯等事業収益	0	473,000	473,000	472,065
	1 公有用地賃貸収益	0	473,000	473,000	472,065
2	借入金	393,859,000	△ 393,859,000	0	0
	1 借入金	393,859,000	△ 393,859,000	0	0
	1 長期借入金	0	0	0	0
	2 短期借入金	393,859,000	△ 393,859,000	0	0
3	事業外収益	53,360,000	△ 7,357,000	46,003,000	44,294,656
	1 受取利息	29,000	△ 14,000	15,000	6,924
	1 受取利息	29,000	△ 14,000	15,000	6,924
	2 雑収益	53,331,000	△ 7,343,000	45,988,000	44,287,732
	1 雑収益	53,331,000	△ 7,343,000	45,988,000	44,287,732
	合 計	825,310,000	△ 400,743,000	424,567,000	422,857,226

(単位:円) 平成25年3月31日

(B)収入済額	収入 未済額	(B)-(A)	備 考
378,562,570	0	△ 1,430	※今年度処分
378,090,505	0	△ 495	1 まちづくり側道用地等の一部 154,640
			2 東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その5)の一部 100,102,133
			3 東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その6)の一部 213,593,157
			4 小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地 64,240,575
			計 378,090,505
378,090,505	0	△ 495	
472,065	0	△ 935	1 まちづくり側道用地等賃貸料 472,065
472,065	0	△ 935	
			合計 472,065
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
44,294,656	0	△ 1,708,344	
6,924	0	△ 8,076	定期預金等受取利息
6,924	0	△ 8,076	
44,287,732	0	△ 1,700,268	小金井市事務事業費補助金等
44,287,732	0	△ 1,700,268	
422,857,226	0	△ 1,709,774	

費用の部

款項	科目	予 算 現 額			
		当初予算額	補正予算額	流用額	(A)計
1	事業費	288,859,000	△ 288,859,000		0
1	1 公有地取得事業費	288,859,000	△ 288,859,000		0
	1 1 公有用地取得事業費	288,859,000	△ 288,859,000		0
2	販売費及び一般管理費	19,629,000	△ 7,343,000		12,286,000
1	1 販売費及び一般管理費	19,629,000	△ 7,343,000		12,286,000
	1 1 報酬	2,666,000	△ 104,000		2,562,000
	2 法定福利費	327,000	1,000		328,000
	3 需用費	498,000	△ 400,000		98,000
	4 役務費	1,585,000	△ 320,000		1,265,000
	5 委託料	14,419,000	△ 6,519,000		7,900,000
	6 使用料及び賃借料	103,000	0		103,000
	7 負担金、補助及び交付金	5,000	0		5,000
	8 公租公課	20,000	0		20,000
	9 旅費	6,000	△ 1,000		5,000
3	償還金	374,555,000	0		374,555,000
1	1 借入金償還金	374,555,000	0		374,555,000
	1 借入金	374,555,000	0		374,555,000
4	事業外費用	37,237,000	0		37,237,000
1	1 支払利息	37,237,000	0		37,237,000
	1 支払利息	37,237,000	0		37,237,000
5	補償費	105,000,000	△ 105,000,000		0
1	1 補償費	105,000,000	△ 105,000,000		0
	1 補償費	105,000,000	△ 105,000,000		0
6	特別損失	29,000	459,000		488,000
1	1 その他の特別損失	29,000	459,000		488,000
	1 1 寄附金	29,000	459,000		488,000
7	予備費	1,000	0		1,000
1	1 予備費	1,000	0		1,000
	1 予備費	1,000	0		1,000
	合 計	825,310,000	△ 400,743,000		424,567,000

前年度繰越準備金
 収入済額
 支出済額
 翌年度繰越準備金

2,038,344 円
 422,857,226 円
 422,857,226 円
 2,038,344 円

(B) 支出済額	不用額(A)-(B)	備	考
0	0	事業	
0	0		
0	0		
10,587,229	1,698,771	事業	
10,587,229	1,698,771		
2,551,600	10,400		評議員、非常勤嘱託職員報酬
326,803	1,197		非常勤嘱託職員社会保険料等
96,915	1,085		消耗品費
1,264,572	428		不動産鑑定手数料等
6,217,459	1,682,541		草刈、補償費算定委託料等
102,060	940		パーソナルコンピュータ借上料
5,000	0		公社連絡協議会負担金
20,000	0		法人住民税
2,820	2,180		非常勤嘱託職員旅費
374,554,640	360		元金償還対象事業
374,554,640	360	2 東小金井駅北口土地区画整理事業用地 (その6)の一部 211,824,000	
		3 まちづくり側道用地等の一部 153,360	
		4 小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業用地 63,304,280	
374,554,640	360	合計 374,554,640	
37,236,368	632	支払利息対象事業	1 東小金井駅北口土地区画整理事業用地 (その5)の一部 829,133
37,236,368	632		2 東小金井駅北口土地区画整理事業用地 (その6)の一部 1,769,157
			3 まちづくり側道用地等の一部 2,141,737
			4 小金井都市計画公園 (小長久保公園) 事業用地 936,295
37,236,368	632		5 東小金井駅北口まちづくり事業用地 31,560,046
			37,236,368
0	0	事業	
0	0		
0	0		
478,989	9,011	小金井市に寄付	
478,989	9,011		1 貸貸料収入 472,065
478,989	9,011		2 受取利息 6,924
			合計 478,989
0	1,000		
0	1,000		
0	1,000		
422,857,226	1,709,774		

平成 2 4 年 度 損 益 計 算 書 明 細 表

(単位:円)

平成25年3月31日

1 事業収益	まちづくり側道用地等の一部	154,640	(内利息分	1,280)
378,562,570	東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その5)の一部	100,102,133	(内利息分	829,133)
(1)公有用地売却収益	東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その6)の一部	213,593,157	(内利息分	1,769,157)
378,090,505	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地	64,240,575	(内利息分	936,295)
(2)公有用地賃貸収益	まちづくり側道用地等賃貸料	472,065		
472,065				
2 事業原価	まちづくり側道用地等の一部	153,360		
(1)公有用地売却原価	東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その5)	99,273,000		
374,554,640	東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その6)	211,824,000		
	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地	63,304,280		
3 販売費及び一般管理費	報酬(非常勤嘱託職員)	1,941,600		
(1)販売費及び一般管理費	報酬(評議員)	610,000		
10,587,229	法定福利費(非常勤嘱託職員)	326,803		
	需用費(消耗品費)	96,915		
	役務費(不動産鑑定手数料等)	1,264,572		
	委託料(物件調査算定料等)	6,217,459		
	使用料及び賃借料(パーソナルコンピュータ借上料)	102,060		
	負担金、補助及び交付金(東京都町村土地開発公社連絡協議会負担金)	5,000		
	公租公課(法人都民税)	20,000		
	旅費	2,820		
4 事業外収益	定期預金(資本金)	1,147		
44,294,656	普通預金	5,777		
(1)受取利息				
6,924				
(2)雑収益	非常勤嘱託職員報酬	1,941,600		
44,287,732	評議員報酬	610,000		
	法定福利費	317,095		
	法定福利費(個人負担)	9,708		
	需用費	96,915		
	役務費	1,264,572		
	委託料	6,217,459		
	使用料及び賃借料	102,060		
	負担金、補助及び交付金	5,000		
	利子補給金	33,700,503		
	公租公課	20,000		
	旅費	2,820		
5 事業外費用	まちづくり側道用地等	2,141,737		
(1)支払利息	東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その5)	829,133		
37,236,368	東小金井駅北口土地区画整理事業用地(その6)	1,769,157		
	東小金井駅北口まちづくり事業用地	31,560,046		
	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地	936,295		

平成 24 年度貸借対照表明細表

(単位:円)

平成25年3月31日

(資産の部)			
1	流動資産		
		2,024,537,224	
	(1)現金及び預金		
		7,038,344	
			普通預金 2,038,344 繰越準備金
			定期預金 5,000,000 資本金
	(2)公有用地		
		公有用地	
		2,017,498,880	
			まちづくり側道用地等 128,140,090
			東小金井駅北口まちづくり事業用地 1,889,358,790
	資産合計	2,024,537,224	
(負債の部)			
1	流動負債		
	(1)短期借入金		
		0	
2	固定負債		
	(1)長期借入金		
		2,017,498,880	
			まちづくり側道用地等 128,140,090
			東小金井駅北口まちづくり事業用地 1,889,358,790
	負債合計	2,017,498,880	
(資本の部)			
1	資本金		
	(1)基本財産		
		5,000,000	
			小金井市出資金 5,000,000
2	準備金		
	(1)前年度繰越準備金		
		2,038,344	
			前年度繰越準備金 2,038,344
	(2)当年度純利益		
		0	
			当年度純利益 0
	資本合計	7,038,344	
	負債資本合計	2,024,537,224	

公 有 用 地

平成25年3月31日

事業名	平成24年度 期末残高 (円)	面積 (㎡)	処 分 予 定	備 考
1 まちづくり側道用地等	1,281,140,090	1,804.79	平成22年度から28年度までに処分予定	
2 東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,889,358,790	8,170.05	平成26年度から30年度までに処分予定	
合 計	2,017,498,880	9,974.84		

借入金〔元金〕総額 2,017,498,880 円

報告第4号

平成24年度小金井市一般会計予算の繰越明許費について

平成24年度小金井市の一般会計予算のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定に基づいて繰越明許費とした歳出予算の経費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成25年6月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

平成24年度小金井市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源			内訳
					既収財源 特定財源	未収財源 特定財源	一般財源	
8土木費	1土木管理費	橋りょう点検委託料	1,418,000 円	1,418,000 円	0 円	1,289,000 円	129,000 円	
8土木費	2道路橋りょう費	主要地方道15号線用地取得に伴う物件 補償費	2,998,000 円	2,998,000 円	0 円	2,998,000 円	0 円	
合		計	4,416,000 円	4,416,000 円	0 円	4,287,000 円	129,000 円	

平成24年度小金井市一般会計繰越明許費実績調書

その1

款	項	事業名	翌年度繰越額	契約額	契約業者名	契約期間	備考
8土木費	1土木管理費	橋りょう点検委託料	円 1,418,000				

その2

款	項	事業名	翌年度繰越額	補償金額	所在地番	契約期間	備考
8土木費	2道路橋りょう費	主要地方道15号線用地取得に伴う物件補償費	円 1,943,000	円 9,710,938	本町一丁目1863番地	平成24年10月30日から 平成25年12月31日まで	建物所有者
			1,055,000	5,271,318	本町一丁目1863番地	平成24年10月30日から 平成25年12月31日まで	建物賃借人

報告第5号

平成24年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第20条及び小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

平成25年6月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

平成24年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開の総合的な推進に関する必要な事項を定め、市民の市政への監視と参加を促進し、市民と市政との信頼関係を深め、開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開請求状況及びその処理状況

平成24年度の市政情報の公開請求は54件で、前年度と比べると4件の減少になります。

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	45	26	38	13	(12)	0	0
教育委員会	10	3	12	3	(2)	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	3	2	1	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	59	32	51	16	(14)	0	0

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 不服申立ての状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立てをすることができることとなっています。

平成24年度の不服申立てはありませんでした。

(3) 情報提供の状況

情報提供は、多岐に渡り、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録な

ど多くの情報提供に努めました。また、世帯と人口等に関する統計表を情報公開コーナーに備え付けて多くの利用に供しました。

2 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めています。平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

(1) 個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第9条の規定により、平成24年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が132件、廃止55件、変更21件となっています。

表2 個人情報の届出状況 (単位：件)

実 施 機 関	前年度末の 保有数	年度内の届出数			年度末の 保有数
		開始	廃止	変更	
市 長	2,346	124	55	19	2,415
教 育 委 員 会	408	8	0	2	416
選 挙 管 理 委 員 会	71	0	0	0	71
監 査 委 員	4	0	0	0	4
農 業 委 員 会	27	0	0	0	27
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	4	0	0	0	4
議 会	21	0	0	0	21
土 地 開 発 公 社	40	0	0	0	40
計	2,921	132	55	21	2,998

(2) 個人情報の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたときは、例外として目的外利用又は外部提供すること

が認められています。

平成24年度における個人情報の目的外利用は156件、外部提供は311件
 となっています。

表3 目的外利用又は外部提供の状況 (単位：件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	156	301	457
教育委員会	0	4	4
選挙管理委員会	0	6	6
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	156	311	467

(3) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する個人情報については、何人も、開示、訂正、
 削除及び目的外利用等の中止を請求する権利が保障されています。

平成24年度においては、開示等の請求は10件ありました。

表4 個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	開示等請求件数	決定内容					
		開示	一部開示	非開示	訂正・削除・中止	訂正・削除・中止せず	存否応答拒否
市長	10	4	4	2	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	10	4	4	2	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対

して複数の決定が行われる場合があります。

(4) 不服申立ての状況

自己に関する個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立てをすることができることとなっています。

平成24年度の不服申立てはありませんでした。

3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

平成24年度は、昨年度、平成24年1月及び3月に不服申立てされた合計2件を審査し、答申を行いました。

表5 個人情報の開示請求の決定に対する不服申立て及びその処理状況

事件番号	平成23年度諮問第1号（個人情報開示）
対象情報	生活保護ケース記録票
実施機関・原処分	市長・一部開示決定
異議申立て・諮問年月日	平成24年1月23日・平成24年2月3日
答申年月日	平成24年8月30日
審査会の判断	非開示とした部分のうち、異議申立人以外の個人特定情報、異議申立人以外の者の個人情報及び開示すると適正な行政運営に支障が生じる可能性のある情報を除き、是正されるべきである。
決定・決定年月日	答申のとおり・平成24年10月9日

事件番号	平成23年度諮問第2号（個人情報訂正・削除）
対象情報	生活保護ケース記録票
実施機関・原処分	市長・請求拒否決定
異議申立て・諮問年月日	平成24年3月12日・平成24年3月22日

答申年月日	平成24年8月30日
審査会の判断	個人情報訂正・削除拒否決定処分についての異議申立ては棄却することを相当とする。
決定・決定年月日	答申のとおり・平成24年10月9日

表6 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	24.4.25	生活保護ケース記録票に係る個人情報の一部開示決定処分に対する異議申立てについて（実施機関の意見陳述）
2	24.6.6	生活保護ケース記録票に係る個人情報の一部開示決定処分に対する異議申立てについて（実施機関の意見陳述・答申案の検討）
3	24.7.4	生活保護ケース記録票に係る個人情報の一部開示決定処分に対する異議申立てについて（実施機関の意見陳述・答申案の検討）
4	24.8.1	生活保護ケース記録票に係る文書の訂正・削除決定処分に対する異議申立てについて（実施機関の意見陳述・答申案の検討）
5	24.8.30	生活保護ケース記録票に係る個人情報の一部開示決定処分に対する異議申立てについて（平成24年度答申第1号） 生活保護ケース記録票に係る文書の訂正・削除決定処分に対する異議申立てについて（平成24年度答申第2号）

4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることができる機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

平成24年度は、市長からの諮問事項等について審議を行うため、4回開催しました。

表7 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
---	-----	-----------

1	24.5.18	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出53件、廃止の届出2件、変更の届出1件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市が行なう契約からの暴力団等排除に伴う情報提供記録簿の外部提供について ○ あき地所有者確認に伴う固定資産課税台帳の目的外利用について <p>(2) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニ交付システムについて <p>(3) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニ交付システムの住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について ○ 住民基本台帳ネットワークシステムへの接続について ○ 東京都教育委員会非常勤職員情報提供システムへのオンライン接続について <p>(4) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市民交流センター指定管理業務委託について ○ 環境配慮住宅型研修施設管理・運営支援委託について ○ 介護サービス事業者等に対する調査及び指導事務委託について ○ 病後児保育事業委託について ○ 小金井市東児童館業務委託について
2	24.7.19	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出52件、廃止の届出28件、変更の届出8件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について (地域包括支援センター)

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市災害時要援護者名簿に係る情報の外部提供について（居宅介護支援専門員〔ケアマネージャー〕） (2) 個人情報保護条例第14条関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニ交付システムについて ○ マンションデータベースについて ○ 学校図書館システムについて (3) 個人情報保護条例第15条関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について ○ 学校図書館システムへのオンライン接続について (4) 個人情報保護条例第27条関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ 証明書等自動交付事務委託について ○ 学校図書館システムの管理・運營業務委託について 3 その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
3	24.10.25	<ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告（開始の届出8件、変更の届出6件） 2 諮問事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報保護条例第12条関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について（小金井警察署） (2) 個人情報保護条例第14条関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申告等受付システムについて (3) 個人情報保護条例第15条関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申告等受付システムのオンライン接続について (4) 個人情報保護条例第27条関係 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子申告等受付システムのオンライン接続委託について ○ 障害者地域自立生活支援センター運営委託について

		<p>3 その他</p> <p>暴力団排除条例について（報告）</p>
4	25.3.14	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 （開始の届出19件、廃止の届出25件、変更の届出6件） <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムの本人以外収集について <p>(2) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市社会福祉法人情報管理システムの外部提供について <p>(3) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家等管理台帳システムについて ○ 市区町村専用装置について ○ 小金井市民交流センター貸館予約管理システムについて ○ 公害苦情処理情報システムについて ○ 小金井市社会福祉法人情報管理システムについて ○ 基本チェックリストによる介護予防事業対象者把握システムについて ○ 基幹系飼犬管理システムについて ○ 小金井市在宅人工呼吸器使用者災害時支援情報システムについて <p>(4) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市民交流センター貸館予約管理システムのオンライン接続について <p>(5) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市民交流センター指定管理業務委託について ○ 梶野公園運営等支援委託について ○ ヘルプカード等作成委託について

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">○ 福祉共同作業所運営委託について○ 基本チェックリスト集計等委託について |
|--|--|

5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、個別業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

○ なお、平成24年度は新任研修、管理職者、個人情報取扱責任者、係長職、主任職及び入所10年目以上の職員を対象にした職員研修を行いました。

平成24年度目的外利用等報告事例

1 目的外利用

個人情報記録	目的外利用の内容	件数	個人情報記録	目的外利用の内容	件数	
市・都民税課税データ	国民健康保険関係業務	2	国民健康保険の賦課 収納診療関係データ	小口事業資金融資業務	1	
	高齢者等福祉関係業務	14		NPO法人サポーター補助金交付業務	1	
	後期高齢者・障害者等医療関係業務	6		後期高齢者医療関係業務	2	
	障害者福祉関係業務	12		介護保険関係業務	2	
	生活保護関係業務	1		生活保護関係業務	1	
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	6		市税等関係業務	1	
	国民年金関係業務	4		高齢者安否確認業務	1	
	ホームヘルプサービス等事業	3		障害者福祉関係業務	1	
	保育等関係業務	4		高齢福祉年金関係業務	1	
	下水道使用料関係業務	1		雨水貯留施設設置費業務	1	
	介護保険関係業務	8		住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1	
	母子関係業務	2		市税等の免除業務	3	
	市税等の免除業務	1		国民健康保険関係業務	1	
	住宅関係業務	3		後期高齢者医療関係業務	1	
	放置バイク整理業務	1		障害者福祉関係業務	1	
	道路工事等に伴う地権者調査	1		介護保険関係業務	1	
	都市計画業務に係る用地買収等	1		医療費助成制度等の資格確認業務	3	
	土地区画整理事業施行	1		市税等の免除業務	2	
	下水道維持管理業務	1		適用除外施設の確認業務	2	
	再開発地区調査業務	1		介護保険関係業務	1	
高齢住宅関係業務	1	医療費助成制度等の資格確認業務	1			
公共物払下げ業務	1	声の広報送付業務	1			
空き家の現所有者調査業務	1	生活保護関係業務	3			
空き地の所有者確認	1	災害時要援護業務	1			
市税収納関係データ	小口事業資金融資業務	1	介護保険関係データ	障害福祉関係業務	1	
	公衆浴場施設改修費補助金交付業務	1		生活保護関係業務	1	
	NPO法人サポーター補助金交付業務	1		市税等の免除業務	1	
	広告掲載判定業務	1		災害時要援護業務	2	
	住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1		後期高齢者医療関係業務	1	
	雨水貯留施設設置費業務	1		税務等調査	1	
	生ゴミ減量化機器購入費補助金助成業務	1		市税等の免除業務	1	
	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	14		生活保護関係業務	1	
					障害福祉関係業務	1

個人情報記録	目的外利用の内容	件数	
児童手当関係データ	市税等滞納整理業務	1	
保育園等入所者名簿(保育課)	愛育手当の受給者確認業務	1	
町会長・自治会長名簿	生活保護関係業務	1	
戸籍関係データ	町会長・自治会長照会(広報秘書課)	1	
(市民課)	地方税の調査	1	
	相続人の調査	1	
	市税等関係業務	1	
	生活保護関係業務	1	
	助成制度等の資格確認業務	1	
	用地取得に関する調査	1	
	固定資産評価業務	1	
	木造住宅耐震改修データ	固定資産税減免等業務(まちづくり推進課)	1
	区画整理関係データ	市税等関係業務(区画整理課)	2
合 計		156	

2 外部提供

個人情報記録	外部提供の内容	件数	個人情報記録	外部提供の内容	件数
市・都民税課税データ	国税の調査、照会	3	住民基本台帳関係データ	児童福祉法関係業務	1
	私立幼稚園等園児保護者補助金業務等	3		水道事業関係	1
	奨学金支給算定事務	1		学術研究資料収集等	1
	捜査関係調査、照会	1		道路交通法に係る放置違反金関係照会	1
	放置バイクの照会	2		国税の調査、照会	1
	保管バイクの照会	1		地方税の調査、照会	3
	地方税の調査、照会	1		滞納債権回収業務	3
	滞納整理業務	1		国土調査・地籍調査業務	1
	町会長・自治会長照会	2		戸籍関係調査、照会	1
	捜査関係事項照会	1		墓地埋葬関係業務	1
国民健康保険関係データ	年金記録関係業務	1	捜査関係事項照会	2	
	生活保護法関係業務	1	身元調査	1	
	医療機関等への指導業務	1	居住地照会	1	
	調査回答業務	2	用地取得に関する調査	2	
	選挙業務	1	成年後見関係業務	1	
	農業委員会運営業務	4	水道事業関係	1	
	国税の調査、照会	1	土地区画整理事業関係	1	
	地方税の調査、照会	3	土地改良事業関係	1	
	滞納債権回収業務	3	児童福祉法関係業務	1	
	国土調査・地籍調査業務	1	生活保護法関係業務	1	
職員名簿・給与等関係データ	戸籍関係調査、照会	1	相続人調査	2	
	墓地埋葬関係業務	1	所有権移転業務	1	
	捜査関係事項照会	1	年金給付業務	1	
	身元調査	2	学術研究資料収集等	1	
	居住地照会	1	道路交通法に係る放置違反金関係照会	1	
	生活保護法関係業務	1	国及び地方公共団体の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	14	
	用地取得に関する調査	2	古物営業、銃砲刀剣類所持の許可等に関する許認可庁からの欠格事項の照会	2	
	土地区画整理事業関係	1	身上調査及び捜査関係事項の照会	23	
	土地改良事業関係	1	馬主の資格及び身元確認	1	
	年金給付業務	1	在外選挙人名簿の登録資格の照会	1	
住民基本台帳関係データ	相続人調査	2	成年被後見人等戸籍関係データ	自治会等から敬老事業に関する対象者の照会	10
	所有権移転業務	1		75歳以上リスト	

個人情報記載の記録	外部提供の内容	件数
65歳以上ひとり暮らし高齢者台帳(介護福祉課)	高齢者のための防犯・防災等事業に関する対象者の照会	2
介護保険関係データ	介護支援事業者等からの介護サービス計画作成等に係る調査	146
母子健康カード等データ	捜査関係事項照会	1
生活保護関係データ	心理経過観察健診等業務	12
災害時要援護者名簿	就労援助業務	1
保育園等入所者名簿	入学祝品支給関係業務	1
居住者等データ	災害時要援護業務	1
事故報告書	市立幼稚園等補助金関係業務	1
消費者生活者相談データ	緊急時・災害時等避難援護業務	1
私立幼稚園等保護者補助金関係データ	市議会に専決処分として報告	1
居所不明者名簿データ	捜査関係事項照会	2
就学支援システム	愛育手当の受給資格確認業務	1
新入学年齢児童生徒名簿データ	児童手当業務	1
選挙人名簿データ	市税等関係業務	1
	入学祝品支給関係業務	1
	世論調査、意識調査対象者抽出業務	5
	政治活動関係業務	1
合 計		311

議案第34号

平成25年度

小金井市

一般会計補正予算

(第1回)

平成25年度小金井市一般会計補正予算（第1回）

平成25年度小金井市の一般会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ175,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,340,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成25年6月3日提出

東京都小金井市長 稲葉孝彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 国 庫 支 出 金		千円 4,974,098	千円 4,200	千円 4,978,298
	2 国 庫 補 助 金	799,149	4,200	803,349
14 都 支 出 金		4,605,112	80,808	4,685,920
	2 都 補 助 金	2,588,283	77,010	2,665,293
	3 委 託 金	754,434	3,798	758,232
17 繰 入 金		878,506	90,000	968,506
	1 基 金 繰 入 金	878,506	90,000	968,506
歳 入 合 計		37,165,000	175,008	37,340,008

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		千円 15,994,734	千円 5,400	千円 16,000,134
	1 社 会 福 祉 費	6,113,100	600	6,113,700
	2 児 童 福 祉 費	6,728,305	600	6,728,905
	3 生 活 保 護 費	3,122,491	4,200	3,126,691
4 衛 生 費		3,670,614	15,729	3,686,343
	1 保 健 衛 生 費	908,932	12,529	921,461
	2 清 掃 費	2,761,682	3,200	2,764,882
5 勞 働 費		58,046	55,500	113,546
	1 勞 働 諸 費	58,046	55,500	113,546
7 商 工 費		220,848	4,125	224,973
	1 商 工 費	220,848	4,125	224,973
10 教 育 費		4,222,475	90,529	4,313,004
	1 教 育 総 務 費	992,787	3,798	996,585
	2 小 学 校 費	914,578	77,952	992,530
	4 社 会 教 育 費	1,363,546	5,479	1,369,025
	5 保 健 体 育 費	441,132	3,300	444,432
13 予 備 費		55,815	3,725	59,540
	1 予 備 費	55,815	3,725	59,540
歳 出 合 計		37,165,000	175,008	37,340,008

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
観光推進事業委託料	平成26年度	2,200千円
ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託料	平成26年度	15,050千円
中間支援組織設立検討支援委託料	平成26年度	4,872千円

議案第34号資料1

平成25年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

1 総括
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		千円 4,974,098	千円 4,200	千円 4,978,298
	2 国庫補助金	799,149	4,200	803,349
14 都支出金		4,605,112	80,808	4,685,920
	2 都補助金	2,588,283	77,010	2,665,293
	3 委託金	754,434	3,798	758,232
17 繰入金		878,506	90,000	968,506
	1 基金繰入金	878,506	90,000	968,506
歳入合計		37,165,000	175,008	37,340,008

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		千円 3,514,212	千円 0	千円 3,514,212
	1 総 務 管 理 費	2,669,399	0	2,669,399
3 民 生 費		15,994,734	5,400	16,000,134
	1 社 会 福 祉 費	6,113,100	600	6,113,700
	2 児 童 福 祉 費	6,728,305	600	6,728,905
	3 生 活 保 護 費	3,122,491	4,200	3,126,691
4 衛 生 費		3,670,614	15,729	3,686,343
	1 保 健 衛 生 費	908,932	12,529	921,461
	2 清 掃 費	2,761,682	3,200	2,764,882
5 労 働 費		58,046	55,500	113,546
	1 労 働 諸 費	58,046	55,500	113,546
7 商 工 費		220,848	4,125	224,973
	1 商 工 費	220,848	4,125	224,973
10 教 育 費		4,222,475	90,529	4,313,004
	1 教 育 総 務 費	992,787	3,798	996,585
	2 小 学 校 費	914,578	77,952	992,530
	3 中 学 校 費	510,432	0	510,432
	4 社 会 教 育 費	1,363,546	5,479	1,369,025
	5 保 健 体 育 費	441,132	3,300	444,432
13 予 備 費		55,815	3,725	59,540
	1 予 備 費	55,815	3,725	59,540
歳 出 合 計		37,165,000	175,008	37,340,008

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国都支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
2,887			△2,887
2,887			△2,887
5,580			△180
600			
780			△180
4,200			
9,519			6,210
6,319			6,210
3,200			
55,500			
55,500			
4,125			
4,125			
7,397			83,132
3,798			
194			77,758
105			△105
			5,479
3,300			
			3,725
			3,725
85,008			90,000

2 歳入

款 13 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 民生費国庫補助金	千円 111,828	千円 4,200	千円 116,028	1 社会福祉費補助金	千円 4,200

款 14 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2 民生費都補助金	千円 1,241,167	千円 1,200	千円 1,242,367	1 社会福祉費補助金	千円 600
				2 児童福祉費補助金	600
3 衛生費都補助金	72,154	6,319	78,473	1 保健衛生費補助金	6,319
4 労働費都補助金	43,079	55,500	98,579	1 労働諸費補助金	55,500
6 商工費都補助金	10,255	10,691	20,946	1 商工費補助金	10,691
8 教育費都補助金	131,345	3,300	134,645	1 教育費補助金	3,300

款 14 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
5 教育費委託金	千円 7,193	千円 3,798	千円 10,991	1 教育費委託金	千円 3,798

説	明	千円
1 セーフティネット支援対策等事業費補助金 (セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱)	(地 域 福 祉 課)	4,200

説	明	千円
13 地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金 (地域福祉推進区市町村包括補助事業実施要綱)	(地 域 福 祉 課)	600
11 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金 (子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱)	(子 育 て 支 援 課)	600
1 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金 (医療保健政策区市町村包括補助事業補助金交付要綱)	(健 康 課)	6,319
1 緊急雇用創出事業臨時特例補助金 (東京都緊急雇用創出事業臨時特例補助金交付要綱)	(経 済 課)	55,500
2 消費者行政活性化交付金 (東京都消費者行政活性化交付金交付要綱)	(経 済 課)	10,691
5 スポーツ祭東京2013気運醸成・開催記念事業費補助金 (平成25年度スポーツ祭東京2013気運醸成・開催記念事業費補助金交付要綱)	(生 涯 学 習 課)	3,300

説	明	千円
4 スポーツ教育推進校等事業委託金 (スポーツ教育推進校設置要綱、スポーツ教育推進校事業費支払基準)	(指 導 室)	3,000
5 家庭と子どもの支援員配置事業委託金 (学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱、学校と家庭の連携推進事業実施要綱、学校と家庭の連携推進事業補助金交付要綱)	(指 導 室)	798

款 17 繰入金

項 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1 財政調整基金繰入金	千円 550,000	千円 90,000	千円 640,000	1 財政調整基金繰入金	千円 90,000

説	明
1 財政調整基金繰入金	<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政 課) 90,000

3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,513,642	0	1,513,642	2,887		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 2,887		千円	千円

款 3 民 生 費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 社会福祉総務費	764,533	600	765,133	600		
				600		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	600	14 負担金・補助金 (地域福祉課) 600
			19 負担金補助及び交付金 (600) 福祉サービス第三者評価受審費補助金 600

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	3,322,056	600	3,322,656	600		
				600		
4 保育園費	1,767,474	0	1,767,474	180		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	600	23 民間保育所等非常通報装置整備事業に要する経費 (保 育 課) 600
			19 負担金補助及び交付金 (民間保育所等非常通報装置整備事業補助金) 600
△ 180			

款 3 民生費

項 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 生活保護総務費	127,599	4,200	131,799	4,200		
				4,200		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	13 委託料	4,200	2 生活保護事務に要する経費 (地 域 福 祉 課) 4,200
			13 委 託 料 (4,200) 生活保護システム修正委託料 4,200

款 4 衛生費

項 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 予防接種費	217,097	12,529	229,626	6,319		
				6,319		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
6,210			
6,210	13 委託料	12,529	13 成人風しん予防接種に要する 経費 (健康課) 12,529
			13 委 託 料 (12,529)
			成人麻しん・風しん混合個別接種委託料 12,462
			成人風しん個別接種委託料 67

款 4 衛生費

項 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 塵芥処理費	2,207,867	3,200	2,211,067	3,200		
				3,200		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	8 報償費	95	4 ごみ減量啓発に要する経費 (ごみ対策課) 3,200
	11 需用費	1,026	8 報償費 (95)
	1 消耗品費	205	ごみ減量啓発かるた標語応募等記念品 95
	5 印刷製本費	821	11 需用費 (1,026)
	12 役務費	9	消耗品費 205
	1 郵便料	9	印刷製本費 821
	13 委託料	350	12 役務費 (9)
	18 備品購入費	1,720	郵便料 9
			13 委託料 (350)
			ごみ減量啓発かるたデザイン編集等委託料 350
			18 備品購入費 (1,720)
			維持管理機器類 1,720

款 5 労働費

項 1 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 労働諸費	58,046	55,500	113,546	55,500		
				55,500		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	8 報償費	2,625	3 緊急雇用創出事業に要する経費 () 55,500
	13 委託料	52,875	(3) 経済課関係経費 39,876
			8 報償費 (2,625)
			委託対象事業者調査謝礼 2,625
			13 委託料 (37,251)
			観光推進事業委託料 7,812
			ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託料 20,776
			中間支援組織設立検討支援委託料 8,663
			(7) コミュニティ文化課関係経費 8,778
			13 委託料 (8,778)
			芸術文化振興計画推進事業人材育成支援委託料 8,778
			(8) 図書館関係経費 6,846
			13 委託料 (6,846)
			図書搬入・配架作業委託料 6,846

款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	70,738	2,618	73,356	2,618		
				2,618		
2 商工振興費	141,445	1,507	142,952	1,507		
				1,507		

一般財源	節		説明
	区分	金額	
千円		千円	千円
	8 報償費	186	2 消費者対策に要する経費 (経済課) 2,618
	11 需用費 1 消耗品費	1,890 1,890	8 報償費 (186) 消費者講座講師謝礼 96 消費生活相談アドバイザー謝礼 90
	18 備品購入費	542	11 需用費 (1,890) 消耗品費 1,890 18 備品購入費 (542) 一般機器類 97 維持管理機器類 245 輸送用機器類 105 工作機器類 95
	19 負担金補助及び交付金	1,507	1 商工振興に要する経費 (経済課) 1,507
			19 負担金補助及び交付金 (1,507) 産業振興プラン推進組織・名物市等特別事業補助金 1,507

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	155,271	3,798	159,069	3,798		
				3,798		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	8 報償費	1,148	20 その他教育指導等に要する経費 (指 導 室) 3,798
	11 需用費 1 消耗品費	2,646 2,646	8 報 償 費 (1,148) スポーツ教育推進校講師等謝礼 350 家庭と子どもの支援員謝礼 720 スーパーバイザー謝礼 78
	12 役務費 1 郵便料	4 4	11 需 用 費 (2,646) 消 耗 品 費 2,646 12 役 務 費 (4) 郵 便 料 4

款 10 教育費

項 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 学校保健給食費	120,833	77,952	198,785	194		
				194		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
77,758			
77,758	13 委託料	77,952	3 学校給食に要する経費 (学 務 課) 77,952
			13 委 託 料 (77,952)
			学校給食調理委託料 77,952

款 10 教育費

項 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 学校保健給食費	178,468	0	178,468	105		

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 105		千円	千円

款 10 教育費

項 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国庫支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 図書館費	150,742	619	151,361			
4 文化財保護費	82,473	4,860	87,333			

一般財源	節		説	明
	区 分	金 額		
千円		千円		千円
619				
619	7 賃金	619	1 図書館事業に要する経費 (図書館)	619
			7 賃 金 (619)
			事務補助員賃金	619
4,860				
4,860	14 使用料及び賃借料	135	3 文化財センター維持管理に要する経費 (生涯学習課)	4,860
	15 工事請負費	4,725	14 使用料及び賃借料 (135)
			防犯カメラ機器借上料	135
			15 工事請負費 (4,725)
			文化財センターフェンス設置工事	

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	200,179	3,300	203,479	3,300		
				3,300		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	19 負担金補助及び交付金	3,300	8 スポーツ祭東京2013に要する経費 (生涯学習課) 3,300 19 負担金補助及び交付金 (3,300) スポーツ祭東京2013小金井市実行委員会交付金 3,300

款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	55,815	3,725	59,540			

一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 3,725		千円	千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書補正

(単位:千円)

事 項	限 度 額	平成24年度末までの 支出(見込)額		平成25年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		そ の 他		
						国都支出金	地 方 債	国 庫 債	一 般 財 源	
観光推進事業委託料	2,200			平成26年度	2,200	2,200				0
ベンチャー・S O H O 事務所 開設準備等委託料	15,050			平成26年度	15,050	15,050				0
中間支援組織設立検討支援委託料	4,872			平成26年度	4,872	4,872				0

平成25年度 基金現在高調べ

NO	基金名	区分	平成24年度末現在高(A)	平成25年度当初	算入	予算補正	状況	積立	正額	の計	平成25年度末現在高(F)=(A)+(D)-(E)	(単位:千円)	
												元金	利息
1	財政調整基金	元金 利息 計	1,112,589		357 357			357 357	550,000 90,000 640,000	当 初 計	472,946		
2	職員退職手当基金	元金 利息 計	9,405		3 3			3 3		当 初 計			9,408
3	庁舎建設基金	元金 利息 計	399,619		126 126			126 126		当 初 計			399,745
4	地域センター等建設基金	元金 利息 計	95,484		47 47			47 47	95,531 95,531	当 初 計			
5	地域福祉基金	元金 利息 計	28,383		10 10			10 10	2,770 2,770	当 初 計			25,623
6	環境基金	元金 利息 計	1,158,464		200,000 664 200,664			200,000 664 200,664		当 初 計	1,359,128		
7	都市再開発整備基金	元金 利息 計	3,015		11 11			11 11		当 初 計			3,026
8	鉄道線増立体化整備基金	元金 利息 計	207,480		195 195			195 195	207,675 207,675	当 初 計			
9	みどりと公園基金	元金 利息 計	69,349		23 23			23 23	7,500 7,500	当 初 計			61,872
10	市営住宅整備基金	元金 利息 計	51,903		3,142 16 3,158			3,142 16 3,158	3,400 3,400	当 初 計			51,661
11	教育施設整備基金	元金 利息 計	13,593		5 5			5 5	11,630 11,630	当 初 計			1,968
12	土地開発基金	元金 利息 計	65		1 1			1 1		当 初 計			66
合	計	元金 利息 計	3,149,349		203,142 1,458 204,600			203,142 1,458 204,600	878,506 90,000 968,506	当 初 計	2,385,443		

緊急雇用創出事業調べ

事業名 事業内容	事業 担当課	形態	年度	事業費 A	全労働者数		新規雇用者数	
					人件費B 割合(B/A)	人件費C 割合(C/A)		
芸術文化振興計画推進事業人材育成支援委託事業 1 小金井市芸術文化振興計画推進事業の事務局機能の中に人材育成を位置づけ、機能強化と市民主体で事業を持続的に発展させていくプログラムづくりを行う。 2 市民に対して従来の「出会う、体験する」機会を提供することにとどまらず、芸術文化の多様性を原動力(きっかけ)にしなが、既存の活動の新たな見せ方を提示していく。地域活性化を図る有効な手立てとして、芸術文化以外の領域との政策課題の連携方法を模索し、効果的、戦略的プロジェクトとしての活動展開を、長期的視点を持って考えていく。	コミュニティ文化課	委託	25	8,778千円	22人 7,822千円 89.1%	20人 7,477千円 85.2%		
図書搬入・配架委託事業 地域住民の生涯学習の拠点として、また市民憩いの場として小金井市の地域センターとしては20年ぶりの開設となる(仮称)貫井北町地域センター内に図書館貫井北分室を開設するため、平成25年度には予め約40,500冊~56,000冊の新規購入図書及び他分室からの図書を移管する。そのため、図書館貫井北分室への移管する図書の仕分け作業・搬入・配架を行う必要があり、平成26年4月の開設に間に合わせるため、この一連の業務を委託し円滑な図書館分室開館と運営に備える。	図書館	委託	25	6,846千円	6人 6,279千円 91.7%	4人 4,368千円 63.8%		
中間支援組織設立検討支援委託事業 小金井市の産業振興を推進するため、事業者や市民で構成する事業運営組織をコーディネートするまちづくり会社(中間支援組織)の設立に向けた調査・検討を行い、小金井市にふさわしい組織の在り方、設立時期・方法について関係機関の合意形成を図る。	経済課	委託	25	8,663千円	5人 6,353千円 73.3%	3人 4,463千円 51.5%		
			26	4,872千円	5人 3,202千円 65.7%	3人 2,467千円 50.6%		
観光推進委託事業 小金井市のまちなか観光振興に向けて、小金井市周辺地域や東京23区をメインターゲットとして市民力を活用しながら情報の体系化と情報発信力の強化を図る。	経済課	委託	25	7,812千円	4人 4,242千円 54.3%	3人 3,927千円 50.3%		
			26	2,200千円	4人 1,295千円 58.9%	3人 1,264千円 57.5%		
ベンチャー・SOHO事務所開設準備等委託事業 平成26年度から運用開始予定の小金井高架下ベンチャー・SOHO事務所について、市内外の起業家にとって魅力的な施設となるための開設準備室を設置し、計画策定、入居者募集及び初期対応を行うことで、小金井の産業の活性化に寄与する。	経済課	委託	25	20,776千円	7人 14,476千円 69.7%	6人 10,444千円 50.3%		
			26	15,050千円	7人 10,325千円 68.6%	6人 8,309千円 55.2%		
事業委託対象者調査謝礼 50,000円×5事業×5社×2人×消費税105%	経済課	謝礼	25	2,625千円				
平成25年度 小計				55,500千円	44人 39,172千円 74.1%	36人 30,679千円 58.0%		
平成26年度 小計 (債務負担行為分、新規雇用者は平成25年度から継続)				22,122千円	16人 14,822千円 67.0%	12人 12,040千円 54.4%		
合計				77,622千円	44人 53,994千円 72.0%	36人 42,719千円 57.0%		

消費者行政活性化交付金充当事業一覧

1 歳出予算は当初予算計上済であり、当該補正予算では財源充当のみとなるもの

(単位：千円)

款	項	目	(事業名)	歳出予算額	充当額	主管課
			科 目			
2	1	1	(17 放射能測定に要する経費)			地域安全課
			給食用食材放射能分析検査等非常勤嘱託職員報酬(2人)	2,462	2,462	
			放射能測定機器保守点検委託料	70	70	
2	1	1	(1 職員人件費その他)			職員課
			社会保険料	94,226	355	
小 計				96,758	2,887	
3	2	4	(3 保育園運営に要する経費)			保育課
			消耗品費	8,729	180	
小 計				8,729	180	
10	2	3	(3 学校給食に要する経費)			学務課
			消耗品費	14,656	194	
小 計				14,656	194	
10	3	3	(3 学校給食に要する経費)			学務課
			消耗品費	8,272	105	
小 計				8,272	105	
合 計①				128,415	3,366	

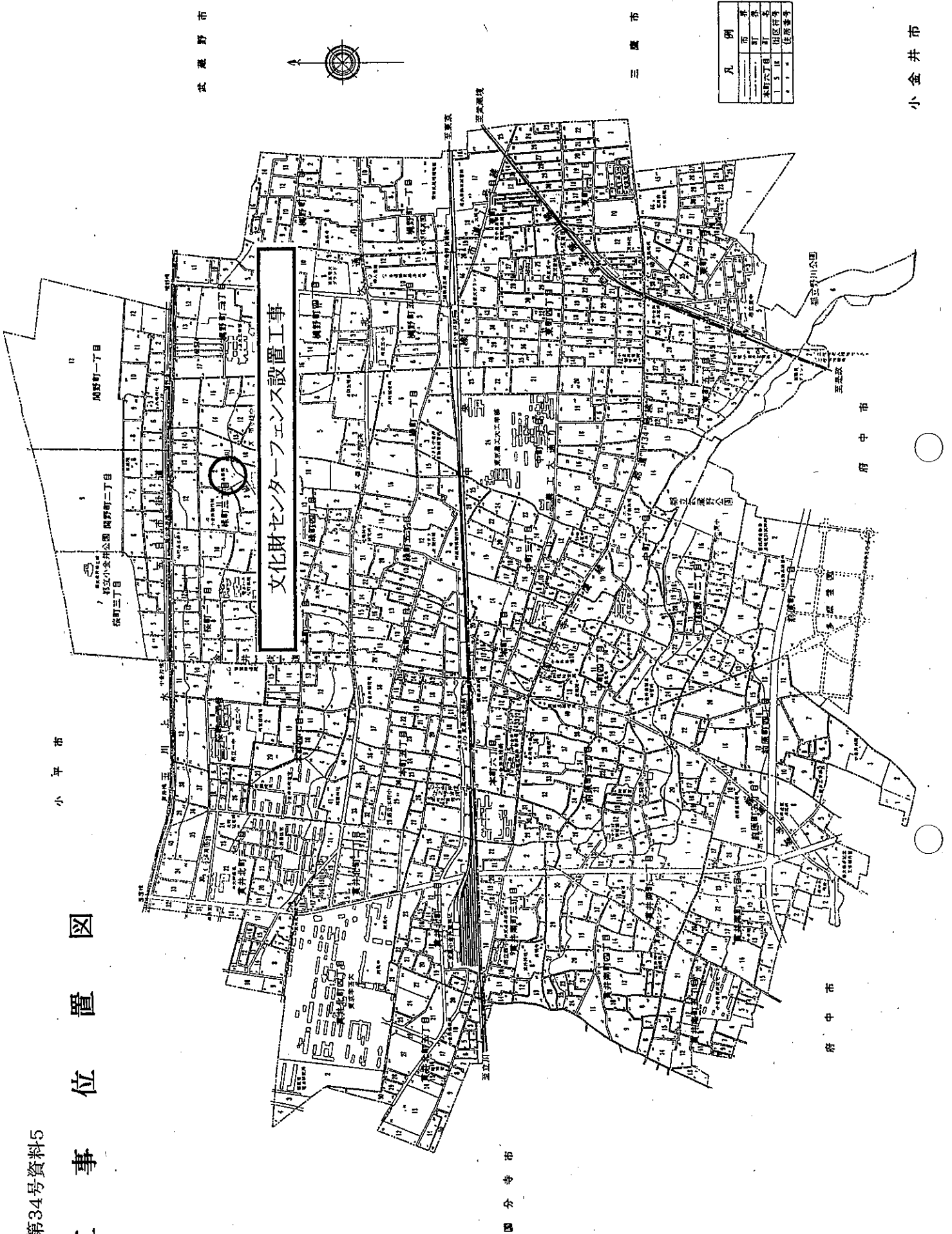
2 歳出予算が当該補正予算に計上されているもの

(単位：千円)

款	項	目	(事業名)	歳出予算額	充当額	主管課
			科 目			
4	2	2	(4 ごみ減量啓発に要する経費)			ごみ対策課
			ごみ減量啓発かるた標語応募等記念品	95	95	
			消耗品費	205	205	
			印刷製本費	821	821	
			郵便料	9	9	
			ごみ減量啓発かるたデザイン編集等委託料	350	350	
維持管理機器類				1,720	1,720	
小 計				3,200	3,200	
7	1	1	(2 消費者対策に要する経費)			経済課
			消費者講座講師謝礼	96	96	
			消費生活相談アドバイザー謝礼	90	90	
			消耗品費	1,890	1,890	
			一般機器類	97	97	
			維持管理機器類	245	245	
			輸送用機器類	105	105	
			工作機器類	95	95	
小 計				2,618	2,618	
7	1	2	(1 商工振興に要する経費)			経済課
			産業振興プラン推進組織・名物市等特別事業補助金	1,507	1,507	
小 計				1,507	1,507	
合 計②				7,325	7,325	

合計①+② 135,740 10,691

工事位置図



小金井市

新しい経営方法による小学校給食調理業務

5校委託4校直営について

1 概要

市では、中学校給食調理業務を平成18年度から民間事業者へ委託し、「安全でおいしく温かい給食」を提供し、民間の力を活用することによって学校給食のより一層の充実を図ってまいりました。

平成22年度からは、小学校給食調理業務のあり方と経営方法等について検討してきたところです。このたび、平成25年9月から小学校給食調理業務について5校民間委託を市として推進することとしました。これは、「学校給食検討委員会」答申を尊重し、「第3次行財政改革大綱」、「小金井市学校給食の指針」を踏まえたものです。

5校を委託し4校を直営で運営することによる新しい経営方法は、「学校給食の改善」と「明日の小金井教育プランの推進」、「給食の質（小金井らしさ）の維持と向上」と食育の推進や地域への貢献等の「新たな展開」を目指していくものです。

そして、「小金井市学校給食の指針」に基づき、保護者や児童・生徒からの意見や意向を反映する機会をつくり、学校給食に関して市民が意見を出せる仕組みづくりを検討していきます。

2 新しい経営方法

(1) 新しい経営方法とは

「安全でおいしく温かい給食」を提供するため、民間のノウハウと直営校の技術的知識と経験の連携により、4つの区域を基本に小学校給食調理業務の5校委託4校直営により効果的かつ効率的に事業を行い、5校委託による効果と財源の活用によって市民満足度の向上を図る経営方法のことであります。

(2) 委託校と直営校の役割

委託校では、民間の柔軟な運営体制とノウハウを生かし、直営校と協力しながら、小金井市の給食の質の維持向上と安定的な供給をしていきます。

直営校は「技術、伝統の継承」、「給食の質（小金井らしさ）の維持向上」に努め、調理員の視点に立った食育や地域との連携等をリードしていきます。

3 4つの目的

(1) 行財政改革の成果（生み出された財源）を子供たちへ還元します。

① 学校給食の改善

第一小学校・本町小学校の給食室改善と強化磁器食器の早期導入などに活用します。

② 「明日の小金井教育プランの推進」

特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実などに活用します。

(2) 小金井の給食を守り、新たな展開を進めます。

① 「給食の質（小金井らしさ）の維持と向上」

民間の活力による直営校の体制の充実と直営校による技術・伝統の継承、直営校と委託校の調理技術等の交流、小金井市学校給食の指針の推進（公民連携）を図ります。

② 「新たな展開」の検討

食育の推進、地域への貢献等（給食展、クッキング教室）、保護者等の参加による学校給食の仕組みづくり（市民協働）を検討していきます。

4 小学校給食調理業務委託校、直営校配置

(1) 全市的な観点

市内を東西南北の4つの区域を基本にグループに分け、委託校、直営校のバランスに配慮し一つのグループに小・中学校合わせて3校から4校としました。

(2) 給食調理施設、設備、機器の整備状況からの観点

施設、食器、設備等の状況から委託校の円滑な業務移行に配慮しました。

(3) 財政効果の観点

財政効果の高い学校（調理業務を民間委託することで、小学校給食調理業務の経費がおよそ4千万円削減される見込みです。）

区分	直営校	委託校		
第一グループ	本町小	二小	一中	
第二グループ	三小	緑小	緑中	
第三グループ	東小	南小	二中	東中
第四グループ	一小	四小	前原小	南中

現場の職員、「学校給食に関する連絡協議会」等の意見を踏まえ、教育委員会で協議し決定しました。

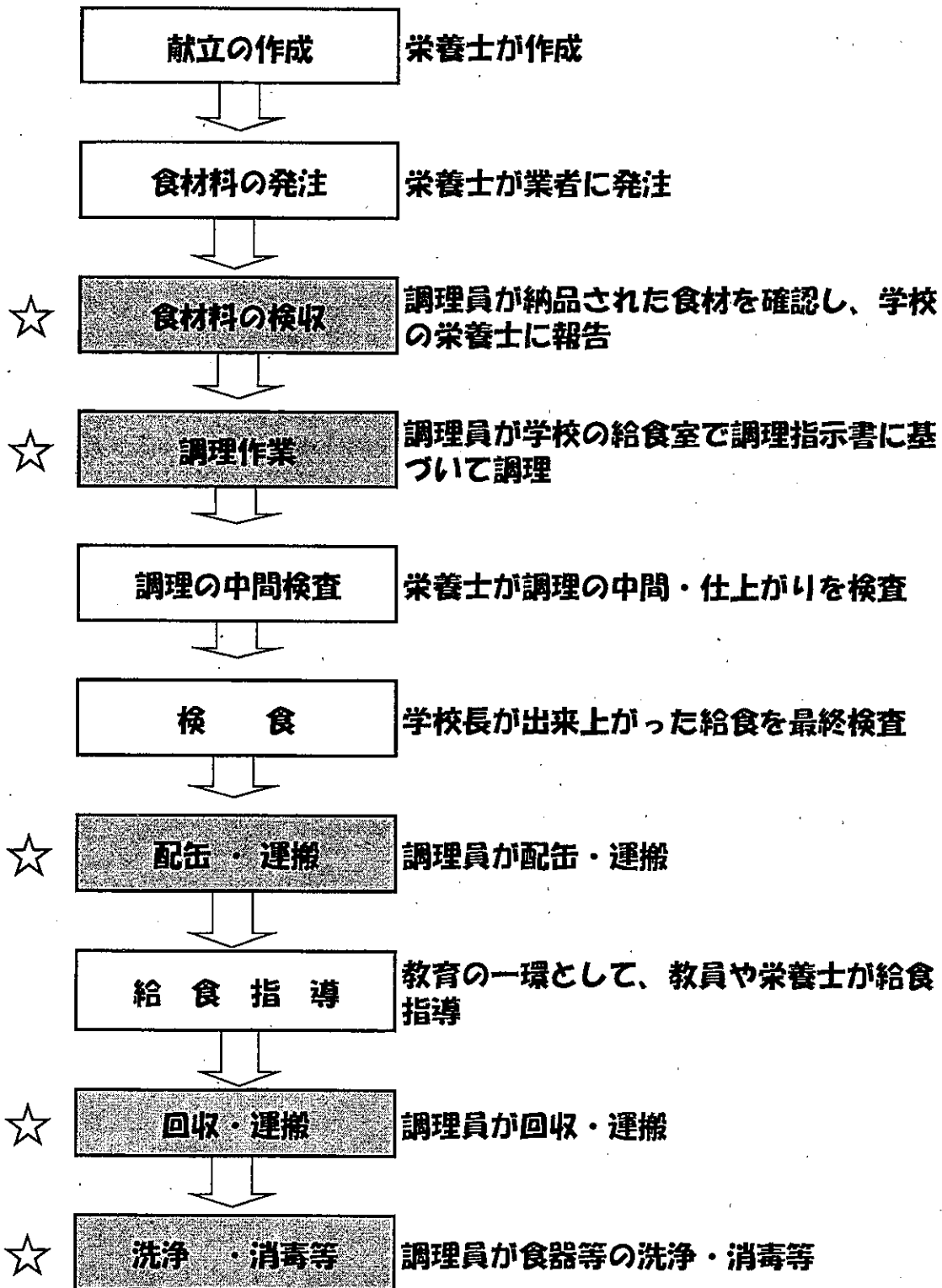
5 委託業者の選定スケジュール（予定）

平成25年6月上旬	プロポーザル実施公表（市公式WEBほか周知）
平成25年7月中旬	一次審査結果（書類審査）
～下旬	二次審査（プレゼン、ヒアリング）
平成25年7月下旬	結果発表
平成25年8月中旬	業者打ち合わせ、引継
～下旬	学校・PTA・関係者試食会
平成25年9月	2学期給食開始

学校給食調理業務について

学校給食調理業務委託は、市の給食調理員が行っている調理業務を民間業者の調理員が行います。

※下図☆印が調理業務です



学校給食調理業務の民間委託の考え方

- 1 委託業者の選定に当たっては、公募型プロポーザル方式を採用し、価格による競争入札ではなく、学校給食の教育的意義を十分理解し、「小金井市学校給食の指針」に沿った調理ができる優良な民間業者を選定します。また、日常的なコミュニケーションの中で、あいさつを交わしたり、学校行事への参加を図ったりするなど、ふれあいや交流の保てる業者を選定します。
また、災害時の学校での対応に協力が得られる業者を選定します。
- 2 委託するのは、調理作業と、それに付随する食材料の検収、配缶、運搬、洗浄、消毒、清掃等の業務です。
- 3 献立は、各学校の栄養士が児童に必要な栄養の量やバランスを考えて作成します。また、食材、献立、調理の内容等については、直営、委託にかかわらず、学校から給食献立表、給食だよりでお知らせいたします。
- 4 食材は、「小金井市学校給食の指針」に沿って、学校が無添加、無着色、非遺伝子組換え、国産品のものを、地元や指定登録業者等から安全な食材を購入します。委託業者が食材を購入することはありません。
- 5 調理は、それぞれの学校の給食室で行う「自校調理方式」で、手作り給食を基本とした「小金井らしさ」はそのままです。
- 6 味や質や安全は、委託・直営に関わらず、栄養士が味付け等の検査をし、学校長ができあがった給食を検食します。
委託する学校では、学校・保護者・業者・教育委員会で構成する「学校給食運営協議会」を開催し、また、学校長の代表・栄養士の代表・調理員の代表・教育委員会等の委員で構成する「学校給食に関する連絡協議会」で検証を実施していきますので、給食の質・味は低下しません。
- 7 食物アレルギー等のある児童には、「小金井市立小中学校における食物アレルギー対応の基準」に沿って「校内食物アレルギー対応委員会」を学校で設置し、検討のうえアレルギー対応の内容を決定します。学校はアレルギー対応にあたっては保護者と面談等で十分な意思疎通を図りながら学校の全教職員が共通理解し実施します。
アレルギー対応については栄養士が作成する調理業務連絡表及び調理員が作成する作業行程表に基づき実施します。委託しても「アレルギー対応」ができる業者を選定しますので、いままでと変わらない食物アレルギー対応をしていきます。
- 8 当日仕入れ、当日調理、当日喫食を原則とし、安全に留意し、決められた時間どおりに作業を進めます。

9 学校では、食育リーダーを中心に編成された食育推進チームにより食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、生活科、家庭科、学級活動、総合的な学習の時間など様々な教科で食に関する指導を行っています。また、地場産食材を学校給食に利用するなど、給食を「生きた教材」として活用しています。給食を作る作業を民間に委託しても食に関する指導や食育への影響はありません。

10 安全・衛生管理は、実施責任者である教育委員会の責任で行います。

調理中の衛生管理を徹底するために、直営、委託にかかわらず調理員は、「学校給食衛生管理基準」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び「小金井市学校給食作業マニュアル」を遵守し調理作業を行いますので安心です。

11 調理業務にかかわる経費については、市が負担しています。

保護者の皆様には、学校給食に使用する食材料の費用だけを給食費としてご負担いただく従来の負担区分は委託しても変わりありませんので、委託による給食費の値上げはありません。

小金井市教育委員会教育部学務課
電話042-387-9874

保護者説明会の概要

1 開催日時、場所及び参加人数

日 時	場 所	参加人数
5 / 13 (月) 19:00~21:00	南小学校 体育館	31人
5 / 14 (火) 19:00~21:00	小金井第二小学校 体育館	24人
5 / 15 (水) 19:00~21:00	緑小学校 体育館	31人
5 / 16 (木) 19:00~21:00	小金井第四小学校 体育館	35人
5 / 17 (金) 19:00~21:00	小金井第三小学校 体育館	21人
5 / 18 (土) 10:00~12:00	東小学校 会議室	17人
5 / 19 (日) 10:00~12:00	前原小学校 けやきルーム	53人
5 / 19 (日) 14:00~16:00	本町小学校 多目的室	15人
5 / 20 (月) 19:00~21:00	小金井第一小学校 ミーティングルーム	42人

合計 269人

2 周知方法

(1) 広報媒体の活用等

市報（5月1日号）、ホームページに保護者説明会開催のお知らせを掲載

(2) 市内小学校を通じ各家庭にお知らせを配布

教育委員会から市内小学校を通じて、保護者宛てに説明会開催のお知らせを配布

（対象家庭数 3,987人）

3 配布資料

(1) 新しい小学校給食調理業務の運営についての保護者等説明会 次第

(2) 新しい経営方法による小学校給食調理業務5校委託4校直営について

(3) 学校給食に関する保護者アンケート結果概要

(4) 小金井市学校給食の指針（参考資料）

議案第35号

小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例

小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のように制定する。

平成25年6月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、小金井市新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるため、本案を提出するものであります。

小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、法第34条第1項の規定に基づき設置する市対策本部（以下単に「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 対策本部の名称は、小金井市新型インフルエンザ等対策本部とする。

(組織)

第3条 対策本部長は、対策本部の事務を総括する。

2 副本部長は、対策本部長を補佐し、対策本部長に事故あるとき、又は対策本部長が欠けたときは、あらかじめ対策本部長が指名する副本部長が、その職務を代理する。

3 本部員（副本部長を除く。）は、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に対策本部長、副本部長及び本部員のほか、これらの者の事務を補助させるため、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第4条 対策本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 対策本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、対策本部長が指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第35号資料

小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、小金井市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対策本部会議の審議事項）

第2条 対策本部長が招集する会議において、次の事項について対策本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 発生段階に応じた市の対応方針に関すること。
- (2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- (3) 広報及び相談体制に関すること。
- (4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- (5) 医療の提供体制の確保に関すること。
- (6) 予防接種の実施に関すること。
- (7) 物資の確保に関すること。
- (8) 生活環境の保全その他住民の生活及び地域経済の安定に関する措置に関すること。
- (9) 東京都、市区町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- (10) 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

（対策本部長）

第3条 対策本部長は、市長をもって充てる。

（副本部長）

第4条 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第2項の規定により副本部長が対策本部長の職務を代理する場合は、第1副市長、第2副市長、教育長の順序によりこれを行うものとする。

（本部員）

第5条 本部員は、企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、危機管理担当部

長、市民部長、税務担当部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、まちづくり担当部長、会計管理者、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局、監査委員事務局長、地域安全課長、健康課長及び東京消防庁小金井消防署長又はその指定する消防吏員をもって充てる。

2 前項に掲げる者のほか、対策本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

3 本部員に事故があるときは、本部員があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(職務権限)

第6条 対策本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(庶務)

第7条 対策本部の庶務は、福祉保健部健康課が行い、総務部地域安全課がこれを補佐する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第36号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例（平成20年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第6条中「、第54条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

付則第7条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を、「期間」の次に「当該期間内に前条第2項の規定により第54条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。」を加え、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

付則第8条中「第9項」を「第10項」に改める。

付則第14条の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

付則第15条中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規

定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第40条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

付則第55条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第39条、付則第40条、付則第41条又は付則第42条の規定を適用する。

付則第39条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
付則第40条 第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2もしくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）

付則第41条 第1項	租税特別措置法第31 条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係 法律の臨時特例に関する法律第11条の 6第1項の規定により適用される租税特 別措置法第31条の3第1項
付則第42条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者 等に係る国税関係法律の臨時特例に関す る法律第11条の6第1項の規定により 適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

付則第55条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間に当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第39条、付則第40条、付則第41条又は付則第42条の規定を適用する。

付則第56条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附

則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、付則第14条の2及び第56条の改正規定並びに付則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）付則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例付則第8条の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第55条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例付則第56条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法の一部を改正する法律等の公布、施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市市税条例をいう。）。

2 改正内容

- (1) 寄附金税額控除について、平成26年度から平成50年度までの各年度に限り、特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率に、当該所得税の限界税率に復興特別所得税率（100分の2.1）を乗じて得た率を加算する（個人市民税関係。法附則第5条の6、条例第24条、条例付則第15条）。
- (2) 延滞金の割合等の見直し（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び特別土地保有税関係。法附則第3条の2、条例付則第6条）
- (3) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例について、幼保連携型認定保育園の設置のために本非課税特例の対象となる寄附財産を他の公益法人等に贈与をする場合において、非課税特例を継続適用できる。この規定の創設に伴い、その非課税承認が取り消されたときは、当該他の公益法人等に対して、寄附時の譲渡所得等に係る個人の市民税の所得割を課する（個人市民税関係。法附則第3条の2の4、条例付則第8条）。
- (4) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を居住年が平成29年であるものまで延長する。また、所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成26年4月から平成29年12月までの間に居住の用に供し、かつ、当該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条又は第3条の規定による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率により課されるべき消費税額及び地方消費税額の合計額相当額である場合（東日本大震災の被災者等に係る特例については、再建住宅を居住の用に供した日に基づいて適用する場合を含む。）、控除限度額を拡充する（個人市民税関係。法附則第5条の4の2、法附則第45

条、条例付則第14条の2、条例付則第56条)。

(5) 東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人(当該家屋に居住していた者に限る。)が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができることとする(個人市民税関係。法附則第44条の2、条例付則第55条の2)。

(6) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、付則第14条の2及び第56条の改正規定並びに4(2)ウの規定は、平成27年1月1日から施行する(付則第1条)。

4 経過措置

(1) 延滞金に関する経過措置

改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)付則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による(付則第2条)。

(2) 市民税に関する経過措置

ア 新条例付則第8条の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

イ 新条例付則第55条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

ウ 新条例付則第56条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(付則第3条)

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(寄附金税額控除) 第24条 省略</p>	<p>(寄附金税額控除) 第24条 省略</p>	
<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>復興特別所得税に伴う特例控除額の算定に係る規定の整備</p>
<p>付 則 (延滞金の割合等の特例)</p>	<p>付 則 (延滞金の割合等の特例)</p>	<p>延滞金の割合等の特例規定の改正</p>
<p>第6条 当分の間、第11条、第37条第2項、第51条第3項、第52条第2項、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項(第136条において準用する場合を含む。)及び第130条第2項(第136条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年1パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>第6条 当分の間、第11条、第37条第2項、第51条第3項、第52条第2項、第54条、第66条第2項、第87条第2項、第115条第5項、第118条第2項、第128条第2項(第136条において準用する場合を含む。)及び第130条第2項(第136条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。</p>	<p>同上</p>
<p>2. 当分の間、第54条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。 (納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>延滞金の割合等の特例規定の改正による規定の整備</p>
<p>第7条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日</p>	<p>第7条 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント</p>	<p>延滞金の割合等の特例規定の改正による規定の整備</p>

からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第5.4条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第7.5条の2第1項(同法第1.4.5条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第3.2.1条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第8.1条の2.4第1項の規定により延長された法第3.2.1条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第5.4条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第5.4条に規定する延滞金を超えない部分の割合を年0.25パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超えて得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年1.2.775パーセントの割合を超える場合には、年1.2.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第8条 当分の間、租税特別措置法第4.0条第3項後段(同条第6項から第1.0項までの規定によりのみならず適用する公益法人等の規定の適用を受けた同法第4.0条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第1.0項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同法第4.0条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2.3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第4.0条第6項から第1.0項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

ト以下に定められる日の前日までの期間(以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第7.5条の2第1項(同法第1.4.5条第1項において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第3.2.1条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第8.1条の2.4第1項の規定により延長された法第3.2.1条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該市民税に係る第5.4条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第5.4条に規定する延滞金を超えない部分の割合を年0.25パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超えて得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年1.2.775パーセントの割合を超える場合には、年1.2.775パーセントの割合)とする。

2 省略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第8条 当分の間、租税特別措置法第4.0条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりのみならず適用する公益法人等の規定の適用を受けた同法第4.0条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。))を同法第4.0条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2.3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第4.0条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。))に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

公益法人等に対して財産を寄附した場合における譲渡所得等の非課税特例の追加に係る規定の整備

第14条の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 } 省略
3 }

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第15条 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第37条第1項、付則第38条第1項、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第40条 省略
2 } 省略
3 }

第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地

第14条の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 } 省略
3 }

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第15条 第24条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第37条第1項、付則第38条第1項、付則第39条第1項、付則第42条第1項、付則第43条第1項又は付則第50条第1項の規定の適用を受けるときは、第24条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第40条 省略
2 } 省略
3 }

第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良

住宅借入金等特別税額控除における適用期限の延長及び控除限度額引上げに伴う規定の整備

復興特別所得税に伴う特例控除額の算定に係る規定の整備

認定事業用地適正化計画の土地等の譲渡所得の特例の廃止に伴う規定の整備

等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第55条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。))第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、付則第39条、付則第40条、付則第41条又は付則第42条の規定を適用する。

付則第39条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
付則第40条第3項	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
付則第41条第1項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2もしくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第55条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において「震災特例法」という。))第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)をした場合には、付則第39条第1項「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、付則第40条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、付則第41条第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、付則第39条、付則第40条、付則第41条又は付則第42条の規定を適用する。

地方税法の改正に伴う規定の整備

付則第4-1条第1項	租税特別措置法第3-1条の3第1項	第1-1-1条の6第1項の規定により適用される場合を含む。 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第1-1条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第3-1条の3第1項
付則第4-2条第1項	第3-5条第1項	第3-5条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第1-1条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第3-2条第1項	租税特別措置法第3-2条第1項

2. その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことよってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第1-1条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間に当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することとができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第2-7条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた付則第3-9条、付則第4-0条、付則第4-1条又は付則第4-2条の規定を適用する。

3. 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第2-9条第1項の規定による申告書（その提出期限後において

2. 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第2-9条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民

東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象の見直し

規定の整備

市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例)

第56条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第14条及び付則第14条の2の規定の適用については、付則第14条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第14条の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同条第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における付則第14条及び第14条の2の規定の適用については、付則第14条第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第14

税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。)に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の特例)

第56条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第14条及び付則第14条の2の規定の適用については、付則第14条第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第14条の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2」と、同条第41条の2の2」とする。

同上。

東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除における適用期限の延長及び控除限度額引上げに伴う規定の整備

○ 条の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第4.5条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第4.5条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

付 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、付則第1.4条の2及び第5.6条の改正規定並びに付則第3条第3項の規定は、平成27年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)付則第6条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例付則第8条の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第5.5条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

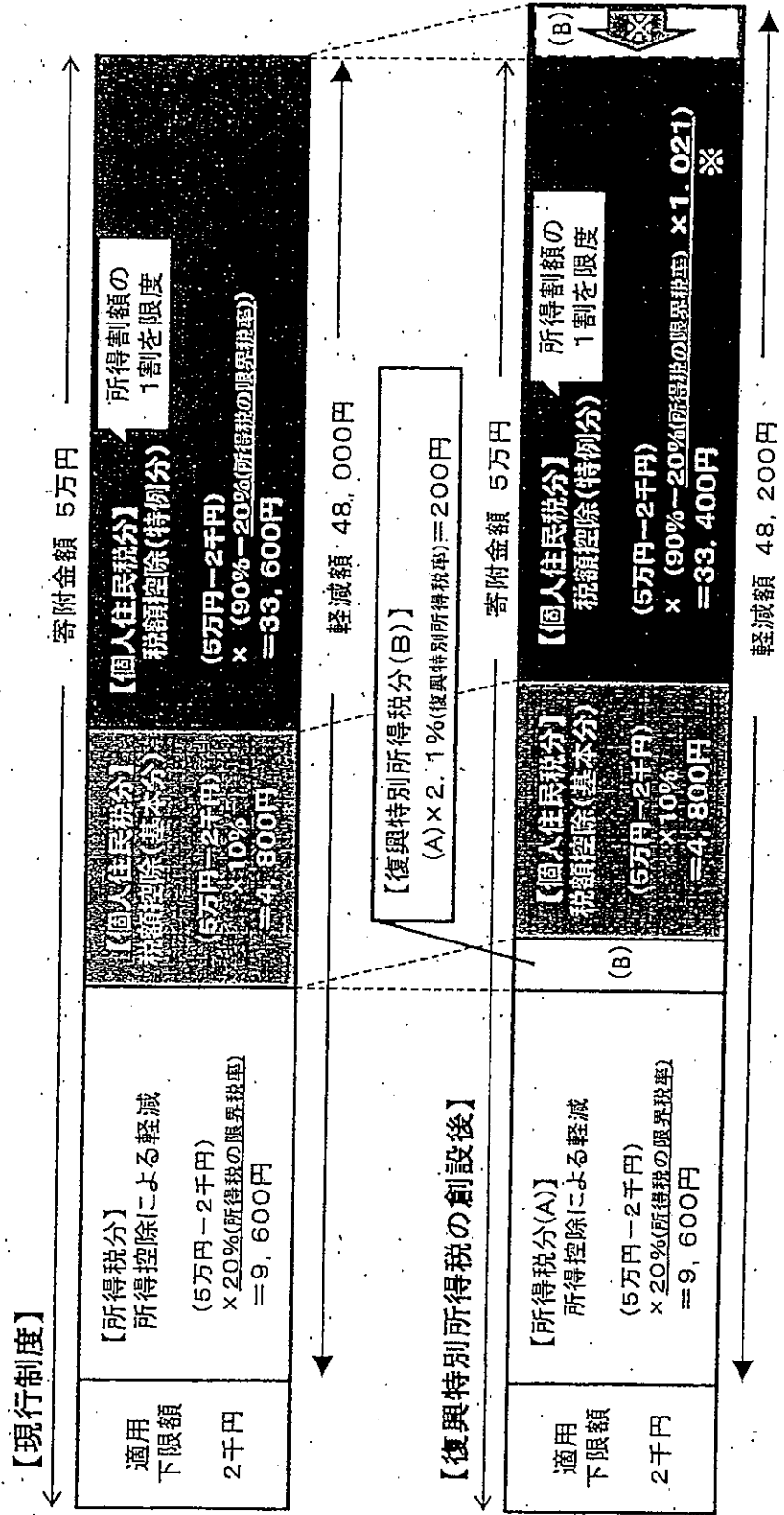
3 新条例付則第5.6条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

○ 条の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第4.5条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し

- 地方公共団体に寄附(ふるさと寄附)を行った場合、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附金額のうち2千円を超える額について全額控除できる仕組みとなっている。
- 平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しを行う。

《税負担軽減の仕組み》(年収700万円、寄附金5万円の場合 (※夫婦子なしの場合、端数未調整))



延滞金等の見直しについて(案)

- 国税の見直しに合わせ、延滞金等の割合は以下のとおりとする。
(注)平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金等について適用。

	内 容	本 則	現行の特例 (公定歩合+4%)
延滞金	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの	14.6%	—
1ヶ月以内等	納期限後1ヶ月以内等については、早期納付を促す観点から低い利率	7.3%	4.3%
徴収の猶予等	事業廃止等による徴収の猶予等の場合には、納税者の納付能力の減退といった状態に配慮し、軽減 (災害・病気等の場合には、全額免除)	2分の1免除 (7.3%)	4.3%
還付加算金	地方団体から納税者への還付金等に付される利息	7.3%	4.3%

※特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月～前年9月における平均に、1%を加算した割合

特例の見直し案 (14.6%については、特例の創設)	【参考】 貸出約定平均 金利の年平均 金利が1%の場合
(特例基準割合*) 貸出約定平均金利+1% + 7.3% (早期納付を促す)	9.3%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1% + 1% (早期納付を促す)	3.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%
(特例基準割合) 貸出約定平均金利+1%	2.0%

個人住民税における住宅ローン控除の改正(案)

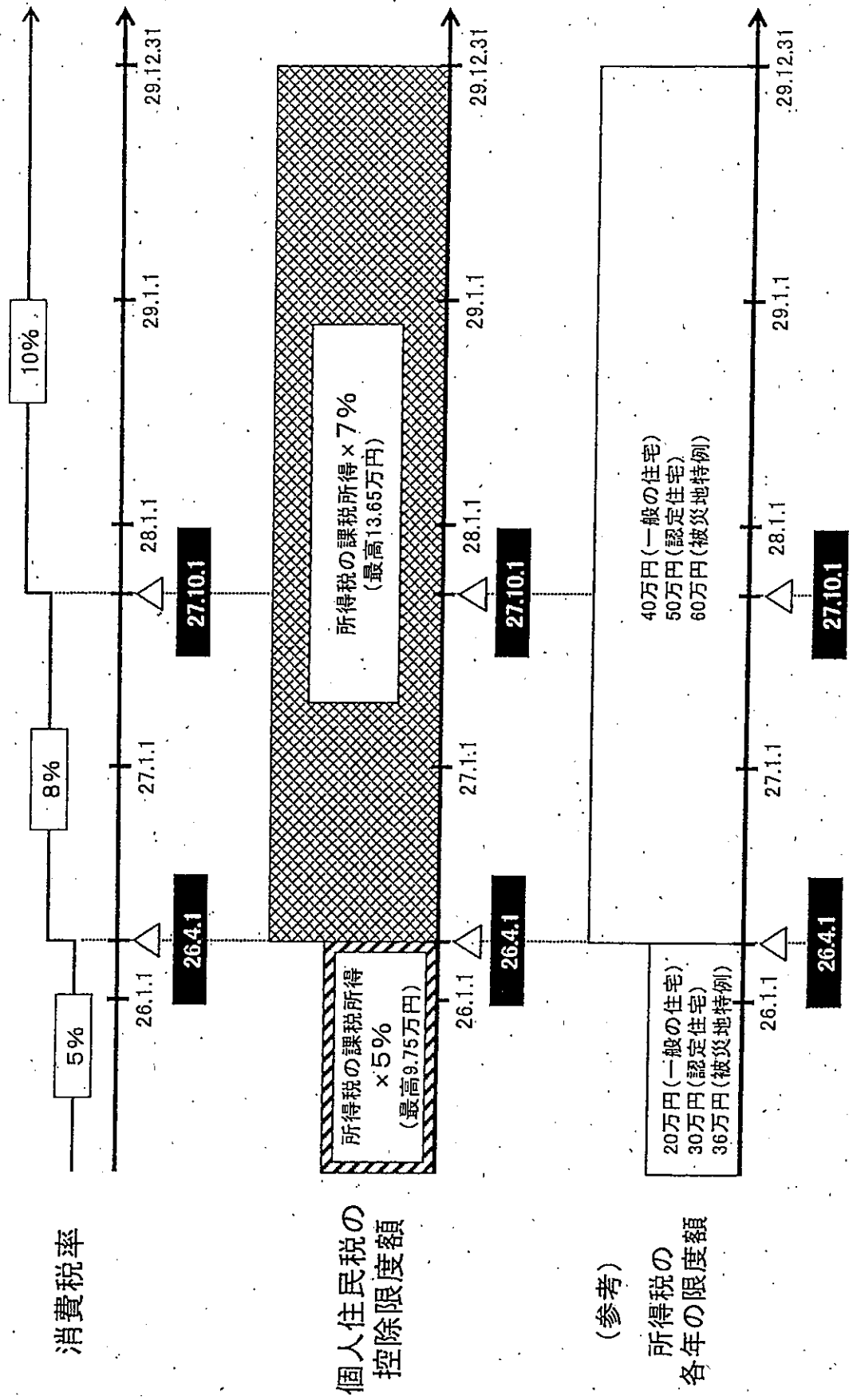
- 消費税率引上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除の適用者(平成26年から平成29年までの入居者)について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、次の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

居住年	現行 (～平成25年12月)	平成26年1月～3月	平成26年4月 ～ 平成29年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)

(注)平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%又は10%である場合(被災者の住宅ローンを含む。)の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%(最高9.75万円)

- この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

(参考) 個人住民税における住宅ローン控除の改正(案)のイメージ



被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象者の見直し

東日本大震災により居住用家屋が被災し居住の用に供せなくなり、かつ、当該家屋の所有者が死亡した後において、当該家屋に同居していた相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、一定の要件の下、当該同居相続人が居住用財産を譲渡した場合の各種の特例の適用を受けることができることとする。



【現行】
居住用家屋の所有者が譲渡した場合に各種の特例の適用を受けることができる。

【見直し案】
居住用家屋の所有者と同居していた相続人がその敷地を譲渡した場合に特例の適用を受けられることができる。

【対象となる措置】

- ・ 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
- ・ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

※ 特定の事業用資産の買換え等の場合の特例についても同様の措置を講ずる。

議案第37号

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

小金井市国民健康保険税条例（平成20年条例第28号）の一部を次のように改正する。

付則第16項中「第3項」を「第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第37号資料1

小金井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱

1 趣旨

地方税法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法を、「条例」とはこの改正を含む小金井市国民健康保険税条例をいう。）。

2 改正内容

東日本大震災によりその有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができるものとする（法附則第44条の2、条例付則第16項）。

3 施行期日

この条例は、平成26年1月1日から施行する（付則第1項）。

4 経過措置

この条例による改正後の小金井市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による（付則第2項）。

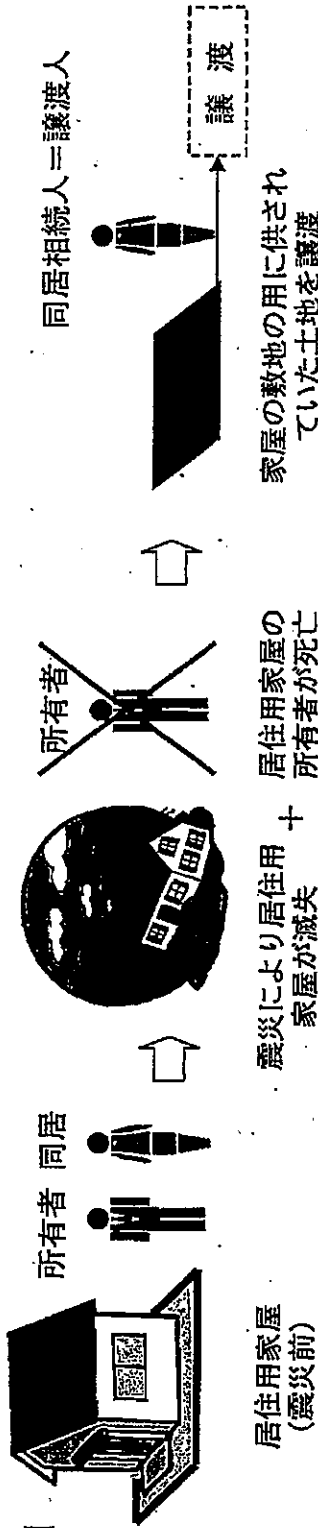
小金井市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>付 則 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における付則第4項(付則第5項において準用する)の規定の適用については、付則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p>付 則 (東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における付則第4項(付則第5項において準用する)の規定の適用については、付則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p>東日本大震災に係る被災居住用財産の譲渡に係る課税の特例の適用に関する規定の適用については、付則第4項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>
<p>付 則 (施行期日) (経過措置)</p> <p>1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>		

被災居住用財産の譲渡所得に係る課税の特例の適用対象者の見直し

東日本大震災により居住用家屋が被災し居住の用に供せなくなり、かつ、当該家屋の所有者が死亡した後において、当該家屋に同居していた相続人が当該家屋の敷地を譲渡した場合には、一定の要件の下、当該同居相続人が居住用財産を譲渡した場合の各種の特例の適用を受けることができることとする。

【イメージ】



【現行】

居住用家屋の所有者が譲渡した場合に各種の特例の適用を受けることができる。

【対象となる措置】

- ・ 居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例
- ・ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円特別控除
- ・ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

※ 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の特例についても同様の措置を講ずる。

【見直し案】

居住用家屋の所有者と同居していた相続人がその敷地を譲渡した場合に特例の適用を受けられることができる。

議案第38号

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例

小金井市道路占用条例の一部を別紙のように改正する。

平成25年6月3日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する
ものであります。

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例

小金井市道路占用条例（昭和36年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条」に改める。

別表占用物件の欄中「道路法施行令（以下「令」という。）」を「令」に、「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市道路占用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
占用料の減額及び免除	第7条 道路管理者は、次の各号に掲げる占用物件について、特に必要があると認めるときは、占有者の申請により占用料の額の全部又は一部を免除することができる。	占用料の減額及び免除	第7条 道路管理者は、次の各号に掲げる占用物件について、特に必要があると認めるときは、占有者の申請により占用料の額の全部又は一部を免除することができる。	
(1) 法第35条に規定する事業（ <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。</u> ）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係るもの	(1) 法第35条に規定する事業（ <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。</u> ）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に係るもの	(2) } 省略 ? } (8) } 2 省略	(1) 法第35条に規定する事業（ <u>道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。</u> ）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に係るもの	道路法施行令改正に伴う引用条項の整備
(2) } 省略 ? } (8) } 2 省略	(2) } 省略 ? } (8) } 2 省略	別表（第6条関係）	別表（第6条関係）	
道路占用料金表		道路占用料金表		規定の整備
占用物件	単位	占用物件	単位	
省略		省略		道路法施行令改正に伴う引用条項の整備
令第7条第1号に掲げる物件	令第7条第1号に掲げる物件	令第7条第1号に掲げる物件	令第7条第1号に掲げる物件	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の置場	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の置場	8,800
占用面積1平方メートルにつき1年	占用面積1平方メートルにつき1年	占用面積1平方メートルにつき1年	占用面積1平方メートルにつき1年	

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年	2,730
備考 省略		

令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設	占用面積1平方メートルにつき1年	2,730
備考 省略		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を別紙のように改正する。

平成 25 年 6 月 3 日提出

○
○
小金井市長 稲 葉 孝 彦

(提案理由)

東小金井駅北口周辺に自転車駐車場を新設するため、本案を提出するものであります。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

小金井市有料自転車駐車場条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

東小金井南第3自転車駐車場	小金井市東町四丁目45番17号
---------------	-----------------

」

を

「

東小金井南第3自転車駐車場	小金井市東町四丁目45番17号
東小金井北第1自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目2番

」

に改める。

別表第2中

「

東小金井南第3	一時使用	100		150	
	定期使用	1,900	1,500	3,000	2,400

」

を

「

東小金井南第3	一時使用	100		150	
	定期使用	1,900	1,500	3,000	2,400
東小金井北第1	一時使用	100		150	
	定期使用	1,900	1,500	3,000	2,400

」

に改める。

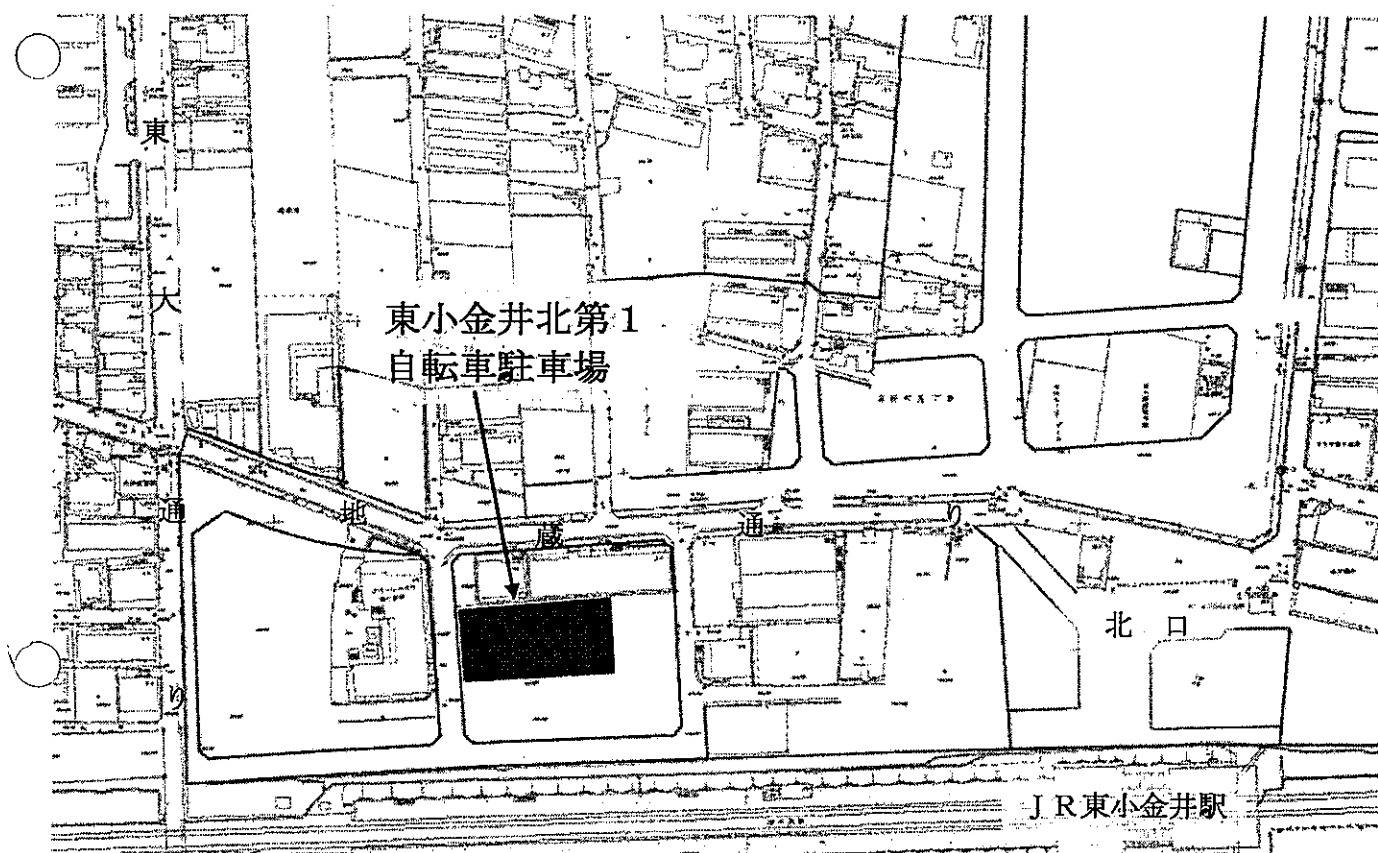
付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

小金井市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第1 (第2条関係)				
名称	位置	名称	位置	
省略		省略		
東小金井南第3自転車駐車場	小金井市東町四丁目45番17号	東小金井南第3自転車駐車場	小金井市東町四丁目45番17号	自転車駐車場の新設
東小金井北第1自転車駐車場	小金井市梶野町五丁目2番			
省略		省略		
別表第2 (第6条関係)				
(単位：円)				
自転車駐車場	使用区分	使用料		
		自転車	原動機付自転車	
		一般	学生等	一般
省略				
東小金井南第3	一時使用	100	150	
	定期使用	1,900	3,000	2,400
東小金井北第1	一時使用	100	150	
	定期使用	1,900	3,000	2,400
省略				
備考 省略				
付 則				
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。				

新設自転車駐車場の位置



工事請負金額1,000万円以上の契約締結についての報告

平成25年 1月 1日から
平成25年 4月 30日まで

厚生文教委員会

番号	契約番号	契約締結日	契約者名	契約金額(円)	工期	工事概要	契約方法	進捗率(%)
1	960-0	平成25年4月22日	小金井市総合体育館大体育室照明器具改修工事 (有) 富田電気	¥11,550,000	平成25年 4月23日から 平成25年 7月 1日まで	照明器具改修工事 (1)既設照明器具撤去 (2)新設照明器具取付	指名競争入札8者	5

進捗率は、平成25年5月1日現在

小金井市全図

厚生文教委員会

小金井市総合体育館
大体育室照明器具改修工事



府中市